

平成27年度政府予算提言・要望書

(東日本大震災津波に関する項目を除く)

平成26年6月3日

岩手県知事 達増拓也

目 次

1	災害応急対策等への財政支援	1
	(内閣府)	
2	地方の税財源の確保・充実	3
	(総務省・財務省)	
3	TPP協定・EPA交渉	5
	(内閣官房・外務省・財務省・農林水産省・経済産業省)	
4	デジタル・デバイドの解消	7
	(総務省)	
5	社会保障・税番号制度に係る財源措置	8
	(内閣官房・総務省)	
6	並行在来線への財政支援の一層強化	9
	(国土交通省)	
7	地方消費者行政に係る国の財政支援の継続・拡充	10
	(消費者庁)	
8	北上川の清流化確保対策	11
	(総務省・経済産業省・国土交通省・環境省)	
9	地域医療再生のための総合的な政策の確立	13
	(厚生労働省)	
10	医師確保等人材の育成支援	14
	(総務省・文部科学省・厚生労働省)	
11	地域医療確保に必要な財政支援の拡充等	16
	(総務省・文部科学省・厚生労働省)	
12	介護保険制度の円滑な運営のための制度改善等	19
	(厚生労働省)	
13	子ども・子育て支援新制度の円滑な実施	22
	(内閣府・文部科学省・厚生労働省)	
14	自殺対策の充実	23
	(内閣府・厚生労働省)	
15	診療報酬の改定等	24
	(財務省・厚生労働省)	
16	病院事業に係る地方財政措置の拡充	26
	(総務省)	

17	農林業における「担い手育成」と「産地づくり」 (農林水産省・林野庁)	28
18	野生鳥獣対策の拡充 (農林水産省・環境省)	40
19	農地・森林・水産基盤の整備及び保全 (農林水産省・林野庁・水産庁)	42
20	直轄事業の整備促進 (国土交通省)	50
21	地方の社会資本整備を推進するための予算の確保 (国土交通省)	52
22	社会資本の適切な維持管理に対する財政支援等 (国土交通省)	54
23	一般国道 106 号の指定区間編入 (国土交通省)	55
24	道路除雪費等に係る国庫支出金の総額確保 (国土交通省)	56
25	建築物の耐震化に対する財政支援の拡充 (国土交通省)	57
26	浄化槽整備を促進するための予算の確保 (環境省)	59
27	農業集落排水施設の災害復旧事業における補助の拡大 (農林水産省)	60
28	高校生等の修学に対する支援 (文部科学省)	61
29	新たな教職員定数改善計画の策定 (文部科学省)	63
30	学校施設の耐震化推進に係る支援措置の拡充 (文部科学省)	64
31	日本列島北部の文化に関する研究機関の設置 (文化庁)	66

1 災害応急対策等への財政支援

《 要望事項 》

1 市町村が行う予防対策に対する財政支援等

(1) 市町村の防災マップ作成等に対する財政支援

大雨災害等が頻発する本県においては、危険箇所や避難場所、避難経路等の住民等に対する周知などの取組の重要性が増していることから、既存の国の補助制度の見直しを行うなど、市町村における防災マップ作成等の取組に対する特段の財政支援を講じるよう要望します。

(2) 避難勧告等発令基準作成促進のための環境整備

市町村における避難勧告等発令基準の作成をより一層促進するため、国の関係機関による専門的知見に基づく積極的な協力を求めるとともに、市町村における必要な調査の実施等に要する経費に対し、財政支援を講じるよう要望します。

2 災害応急対策に対する財政支援等

災害時においては、災害応急対策や汚泥・流木処理、災害廃棄物処理、さらには被災者支援など、多岐にわたる対策を県・市町村が連携して実施していますが、こうした対策は、被災自治体にとって大きな財政負担を伴うものとなっていることから、十分な財政支援を確実に実施するよう要望します。

【現状と課題】

1 市町村が行う予防対策に対する財政支援等

(1) 市町村の防災マップ作成等に対する財政支援

- 本県では、市町村における防災マップの作成・更新等が十分に行われていないのが現状。
(県内 33 市町村のうち約 1/3 が未作成。作成している市町村の大半では、最新の被害状況等を考慮した更新等が行われていない状況)
- これは、地方経済の低迷に伴う市町村の財政状況の悪化や専門職員の不足など、防災マップ作成等の防災対策の充実化を図るための環境が整っていないことも一つの要因。
- 市町村による防災マップの作成に係る国の補助事業については、内閣府（津波災害のみ対象）の

ほか、国土交通省（浸水害のみ）、農林水産省（ため池等破損による浸水害）などが設けられているが、対象となる災害や対象地域が限定されているため、あらゆる災害に対応したマップ作成が困難。

（２） 避難勧告等発令基準作成促進のための環境整備

- 県内 33 市町村の避難勧告等発令基準の作成状況（平成 25 年 11 月 1 日現在）

区分	策定済	策定中	未着手
水 害	10 市町村 (30.3%)	12 市町村 (36.4%)	11 市町村 (33.3%)
土砂災害	9 市町村 (27.3%)	14 市町村 (42.4%)	10 市町村 (30.3%)
高潮災害	1 市町村 (8.3%)	5 市町村 (41.7%)	6 市町村 (50.0%)
津波災害	11 市町村 (91.7%)	1 市町村 (8.3%)	0 市町村 (0.0%)

【注】高潮災害及び津波災害については、本県沿岸 12 市町村が対象

- 市町村が避難勧告等の発令基準を作成する際には、国等の関係機関からの専門的知見に基づく積極的な協力が必要。
- 基準作成を進めようとする市町村においても、大学やコンサルタント会社等の専門的知見等を上手に活用しながら、国が示すガイドラインに沿って避難勧告等発令基準が作成できるよう、市町村に対する財政支援が必要。

2 災害応急対策に対する財政支援等

- 災害時において、被災自治体は、住民等の要望に応じ、多岐にわたる対策を実施しているところであるが、その実施には多額の経費を要し、大きな財政負担となっているのが現状。
- 地域の被災の状況や地域経済に与える影響を考慮し、必要と認めて被災自治体を実施する対策等に対しては、特別交付税による措置等を確実に実施するなど、災害時に被災自治体を支援するための財政措置に特段の配慮が必要。

【県担当部局】総務部 総合防災室

2 地方の税財源の確保・充実

地方分権改革を実現するためには、地方が自由に使える財源を拡充することが不可欠であり、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保や偏在性のない安定性を備えた地方税体系の構築等による地方の財源確保を早急に実現するよう要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 地方一般財源総額の確保と地方財政計画の適正化

社会保障関係経費の増等による厳しい地方財政の状況を踏まえ、中期財政計画（平成25年8月8日閣議了解）における『交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源の総額については、平成26年度及び平成27年度において、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する』との趣旨を堅持し、地方公共団体の安定的な財政運営に不可欠な地方税、地方交付税等の一般財源の総額について、引き続き確保するよう要望します。

なお、地方財政計画の策定に当たっては、税収を的確に見込むとともに、歳出においても地方単独事業等の財政需要を適切に反映させ、歳出特別枠については、地域の疲弊が深刻化する中、雇用対策、地域経済の活性化等の観点から措置されたものであることや、別枠加算については、地方の巨額の財源不足に対応するために設けられたことを踏まえ、単に国の歳出削減の目的で一方的に地方交付税を減額することのないよう要望します。

地方財源不足の解消に当たっては、地方財政の健全性を確保するため、臨時財政対策債の大量発行によるのではなく、地方交付税法第6条の3第2項の規定に基づき国税5税の地方交付税法定率を引き上げるよう要望します。

【現状と課題】

- 財源総額は縮小傾向にあるが、社会保障関係経費は大幅に増額。

【歳出総額のうち社会保障関係費の割合合（H23以降は、震災対応分を除く歳出の合計）】（単位：千円）

	H20	H21	H22	H23（※）	H24（※）
歳出（A）	664,215,727	725,939,994	688,284,919	725,367,303	657,439,862
社会保障関係費（B）	61,263,228	63,488,597	72,018,607	76,699,868	78,790,633
（B）／（A）	9.22%	8.75%	10.46%	10.57%	11.98%

【県担当部局】総務部 財政課

《 要 望 事 項 》

2 地方税財源の充実強化

(1) 国・地方間の税源配分の見直し

地方分権改革を推進するため、国・地方間の税財源の配分のあり方を見直すよう要望します。その際には、税源の偏在性が少なく税収が安定的な地方税の体系を構築するよう要望します。

(2) 地方消費税の清算基準の見直し

地方消費税は、主要税目の中で、最も偏在度が低い税目ではありますが、それでも一定の偏在性があることから、できるだけ人口に比例的な税収帰属が実現するよう、地方消費税清算金に係る清算基準を見直すよう要望します。

【現状と課題】

(1) 国と地方の歳出比が 42 : 58 であるのに対し、国と地方の税収比は 58 : 42 となっており、国と地方の役割分担に見合う税源配分となっていないところ。

税源の偏在性は人口 1 人当たりの税収額での比較が一つの目安となっているところであるが、本県(H24 201,868 円)は、全国平均(同 272,646 円)の 74.0%で、全国最高の東京都(同 460,682 円)の半分に満たない。

(2) 現行の地方消費税の清算基準は、最終消費地に税収を帰属するため、「消費に関連した小売年間販売額+サービス業対個人事業収入額」、「人口」及び「従業者数」を用いた基準により都道府県間において清算されているが、人口基準に応じて清算した場合 1,571 百万円の収入増が見込まれること。

【県担当部局】総務部 税務課

3 TPP協定・EPA交渉

TPP協定・EPA交渉は、本県の基幹産業である農林水産業のみならず、食の安全、投資、医療、労働、政府調達など、国民生活や経済活動の幅広い分野に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

これまで、TPP協定への参加については、国民に対する十分な情報開示と説明を行い、国民的議論を尽くした上で、慎重に判断するよう繰り返し強く求めてきたところですが、このような対応が政府において十分になされないまま、交渉参加国との交渉が行われ、TPP協定参加に向けた準備が進められています。

また、日豪EPA大筋合意による豪州産牛肉の関税引下げは、国内産牛肉の価格低下など、本県の肉用牛生産や酪農に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

このため、次のことを要望します。

《 要 望 事 項 》

1 TPP協定交渉への姿勢及び農林水産業・被災地への配慮

- (1) TPP協定への参加については、昨年4月の衆参両院農林水産委員会における決議も踏まえ、十分な情報開示と説明を行い、国民的議論を尽くしたうえで、慎重に判断するよう要望します。

また、地域経済や国民生活に影響が生じると見込まれる場合には、交渉からの撤退も含め、断固たる姿勢で臨むよう要望します。

- (2) 本県の基幹産業であり、国土や自然環境の保全など多面的な機能を有する農林水産業については、TPP協定への参加如何にかかわらず、将来にわたり持続的に発展していけるよう、その再生・強化を図る施策を講じることを要望します。

また、施策の推進に当たっては、地域における集落営農や6次産業化などの取組の努力が実を結ぶよう十分な配慮を要望します。

- (3) TPP協定への参加を判断するに当たっては、東日本大震災津波からの復興の途上にある被災地の活力を決して低下させることのないよう十分な配慮を要望します。

2 EPA交渉への姿勢及び日豪EPA大筋合意に伴う畜産経営への影響緩和対策

(1) EPA交渉については、国内農業はもとより地域経済に影響を及ぼすことのないよう交渉に当たることを要望します。

(2) 日豪EPA交渉により大筋合意された豪州産牛肉の関税引下げなどが国内の畜産・酪農に及ぼす影響についての十分な情報開示のもと、畜産経営への影響を緩和するため、畜産物価格関連対策に係る財源確保のほか、肉用牛肥育経営安定特別対策の法制化を含め、農家負担の軽減や補てん割合の引上げなどの対策を強化するよう要望します。

また、酪農経営において、副産物（雄子牛及び乳用廃用牛）の販売収入の低下による経営悪化が懸念されるため、初生牛に係る価格安定制度の創設や、生乳生産量の増大が期待できる優良な後継牛導入支援策を強化するよう要望します。

【現状と課題】

1 現在の畜産経営対策

- 国では、肥育経営安定対策として、「肉用牛肥育経営安定特別対策事業」などにより、枝肉価格の下落時や資材高騰時の経営安定対策を実施。
- 肉用種子牛については、「肉用子牛生産者補給金制度」に加えて、「肉用牛繁殖経営支援事業」により子牛価格下落時の対策を実施。
- 酪農経営における後継牛導入については、一定の条件を満たす高能力牛の導入等の限定的な支援措置。

2 日豪EPA大筋合意に伴う畜産経営への影響緩和対策

- 「肉用牛肥育経営安定特別対策事業」は、肥育経営の粗収益が生産コストを下回った場合に、その差額が補填される制度であるが、牛肉関税を財源としているため、関税財源の減少に伴い制度自体が不安定化することから、十分な予算が確保できるよう法制化等の措置をすることが必要。
- 日豪EPA大筋合意で最も影響を受けるとされる酪農経営の初生牛については、価格安定制度が講じられていないことから、新たな制度を創設するなど、所要の対策を講じることが必要。
- 酪農経営から出荷される廃用牛も豪州産冷凍牛肉と競合するため、価格下落が予想されるが、現時点では特に対策が講じられていないことから、廃用牛出荷後の後継牛導入支援等の制度創設が必要。

【県担当部局】 政策地域部 政策推進室

農林水産部 農林水産企画室 畜産課

4 デジタル・ディバイドの解消

地域間のデジタル・ディバイド（情報通信格差）を解消し、国民が等しく情報化の恩恵を享受できる環境を実現するため、ブロードバンドや携帯電話などの情報通信基盤の整備及び利活用の推進を図るよう要望します。

また、地上デジタル放送の地上系恒久対策などの受信側対策において、全ての住民が情報の地域間格差なく地上デジタル放送のメリットを享受できるよう、国として必要な対策を講じるよう要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 通信事業者の設備投資を促進するための支援制度の創設及び拡充

条件不利地域における通信事業者の設備投資を促進するため、低利融資、税制優遇措置、債務保証などの支援制度の拡充を図るとともに、通信事業者を事業主体とする補助制度を創設するよう要望します。

また、ユニバーサルサービス制度を見直し、光ファイバ等のブロードバンド基盤や携帯電話基地局等の整備・維持管理を対象とするよう要望します。

2 市町村の維持管理運営費等に係る支援制度の創設

公設民営方式により情報通信基盤を整備した市町村の負担を軽減し、その安定的な運営を図るため、維持管理運営費や設備更新費について支援する制度を創設するよう要望します。

3 地上デジタル放送の受信側対策

「新たな難視地区」及び「デジタル化困難共聴施設」の対策について、住民の過重な負担とならないよう現行補助制度を拡充することを要望します。

【現状と課題】

- 本県は条件不利地域を多く抱え、採算面から民間主導による情報通信基盤の整備が進みにくい。
- 地上デジタル放送の受信側対策は、暫定的な難視聴対策事業が終了する平成26年度末までの完了が必要。

【県担当部局】 政策地域部 情報政策課

5 社会保障・税番号制度に係る財源措置

社会保障・税番号制度が国家的な情報基盤であることを踏まえ、導入に伴う経費等については、国の責任における財源措置を要望します。

《 要 望 事 項 》

1 社会保障・税番号制度の導入に伴う経費の措置

制度の導入に伴うシステム及びネットワークの構築・改修や運営に係る経費は、国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることがないように要望します。

また、制度の導入に必要な公的個人認証サービスの改良に要する経費等について、必要な財政措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 社会保障・税番号制度の導入に伴う経費の措置

- 社会保障・税番号制度は、国家的な情報基盤であるが、システム及びネットワークの構築・改修や運営に係る経費負担は明確でない。

2 地方公共団体情報システム機構に係る地方負担の減額・廃止

- 現在の公的個人認証サービスの運営においては、制度創設時の過大な利用見込みにより、毎年度、地方に多額の経費負担が発生していることから、今回はより慎重な検討が必要。

【県担当部局】 政策地域部 情報政策課

6 並行在来線への財政支援の一層強化

国内貨物輸送における鉄道の役割が高まっており、重要なインフラとして維持していく必要がありますが、その一端を担っている並行在来線における安全性の向上に資する設備の整備が国土強靱化のために不可欠となっていることから、国による並行在来線への財政支援の一層強化を要望します。

《 要 望 事 項 》

1 安全性の向上に資する設備の整備に対する財政支援の一層強化

地域公共交通確保維持改善事業のうち、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業について、交付の対象要件の緩和、対象経費の拡大及び補助率の引上げを行うよう要望します。

【現状と課題】

1 設備整備の必要性

- IGRいわて銀河鉄道線の開業時に、JR東日本から在姿・有償譲渡を受けた資産を中心に、設備の老朽化が進行し整備が必要であるが、整備費が多額であり負担が大きい。

2 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業による国庫補助を受ける上での制約

国では、鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備に対し、「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」による補助制度（補助率 1/3）を措置しているところであるが、下記の制約がある。

- 補助対象経費が鉄道事業の経常利益より少ない場合は、補助金の交付対象外
- 補助対象経費は該当設備のグレードアップ又は同種交換とされていることから、維持コスト抑制のため鉄道事業者があえてダウングレードを選択する場合は、補助対象経費外
- 「鉄道事業再構築実施計画」を実施する鉄道事業者への補助率は平成 25 年度から 1/2 に上げられたが、貨物輸送を支えるその他の鉄道事業者への補助率は従前通り 1/3

【県担当部局】 政策地域部 地域振興室

7 地方消費者行政に係る国の財政支援の継続・拡充

《 要 望 事 項 》

1 地方消費者行政に係る国の財政支援の継続・拡充

地方消費者行政活性化交付金について、地方消費者行政の機能強化を図ることができるよう、相談員人件費等に係る財政支援の継続・拡充を行うとともに、各年度の交付金の見込みを早期に示すよう要望します。

【現状と課題】

1 不当景品類及び不当表示防止法等の改正への対応

○ 国（消費者庁）においては、従前から地方公共団体の消費者行政施策の充実を求めており、さらに今般、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正（平成26年3月に法案提出）し、不当表示に対する都道府県知事の措置命令権限等の付与や、消費生活相談員資格試験に合格した者等の配置など、地方消費者行政の一層の機能強化を求めている。

上記の法改正による都道府県の事務等の詳細を定める政省令の制定に当たっては十分に都道府県と協議するとともに、必要な財源措置を講ずるよう、全国知事会からも要請。

2 財政支援の継続・拡充

○ 国の「地方消費者行政活性化交付金」等を活用し、平成20年度に「消費者行政活性化基金」を造成し、これを財源として活用することにより、県及び市町村の消費生活相談体制の整備をはじめとする消費者行政の充実・強化に取り組んできた。（平成25年4月の宮古地区での窓口開設により、県内全市町村に消費者相談窓口設置。）

○ 上記の基金の活用期間は、平成25年度までとされていたが、平成25年度末に最大で平成39年度まで延長されることが国から示された。

○ 市町村が計画的・継続的に消費生活相談体制を維持・強化していくためには、特に相談員の人件費について引き続き財政支援が必要であるとの強い要望があるが、財源となる交付金の交付は不定期で、かつ市町村の要望額を充足するには不十分な状況。

○ また、基金を有効に活用するためにも、予算編成後、速やかに交付額の見込みを示されたい。

【県担当部局】環境生活部 県民くらしの安全課

8 北上川の清流化確保対策

旧松尾鉱山の坑廃水による北上川の水質汚濁防止対策は、関係5省庁の了解事項に基づき実施されてきたところであるが、恒久的財源対策、3メートル坑の安全対策等の課題があることから、国の責任における措置を要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 旧松尾鉱山坑廃水処理による水質汚濁防止対策

北上川の清流化対策は、岩手県にとって最重要課題の一つであり、これまで国の補助を受けながら坑廃水の中和処理を行っていますが、現行の国庫補助制度は法的根拠がない予算補助であることから、恒久的で安定した財政制度を確立するよう要望します。

また、それまでは現行の補助率3/4を維持し必要な予算を確保するとともに、県負担に係る特別交付税措置を維持するよう併せて要望します。

2 3メートル坑の安全対策

専門家による調査の結果、将来はいずれ崩壊し、坑廃水の漏出のおそれもあるとされた3メートル坑について、国が盤ぶくれ対策を早急に講じるよう要望します。

3 赤川の保全水路と直轄管理区間延伸

赤川の保全水路の対策に万全を期するとともに、北上川まで直轄管理区間を延伸し、水質保全措置も含めた河川の一体管理を国で行うよう要望します。

【現状と課題】

1 旧松尾鉱山坑廃水処理による水質汚濁防止対策

○ 旧松尾鉱山の坑廃水処理は、半永久的に24時間365日休むことなく実施していかなければならないものであることから、国において法整備を行い、国の財政事情に影響されない恒久的で安定した財政制度の確立を求めてきたが、「引き続き補助金の交付により、坑廃水処理が確実に行われるよう支援していく。」との回答にとどまっている状況。

- 平成 26 年度は全国枠で概算要求額に対し 94.8%の予算内示にとどまっているが、国（経済産業省）からは中和処理にかかる維持管理費用は要求額どおり確保しており、概算要求と予算内示の差額分（105 百万円）は発生源対策工事等の費用と聞いている。

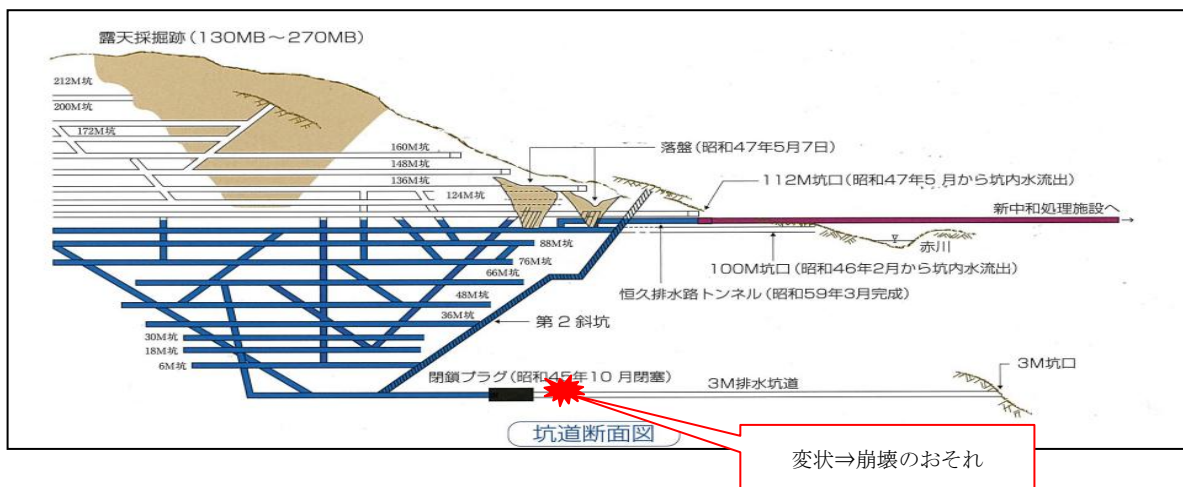
なお、この差額分については、前年度（平成 25 年度）の補正予算である 500 百万円で措置済みと、国（経済産業省）からは聞いている。

【休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（全国枠）の推移】

	予算額	概算要求額	対概算比
H26	1,910 百万円	2,015 百万円	94.8%
H25	1,915 百万円	1,915 百万円	100.0%
H24	2,028 百万円	2,028 百万円	100.0%
H23	2,091 百万円	2,091 百万円	100.0%
H21	2,000 百万円	2,067 百万円	96.8%
H19	2,046 百万円	2,056 百万円	99.5%
H17	2,220 百万円	2,392 百万円	92.8%

2 3メートル坑の安全対策

- 坑内からの坑廃水の流出を防いでいる密閉プラグ周辺の旧排水坑道「3メートル坑」は、坑道の変状が毎年進んできており、いずれ崩壊が想定されることから、国による早急な安全対策が必要。
 - 密閉プラグは、鉱山行政を所管する国（経済産業省）が昭和 45 年度に行政代執行で設置したもので、県は、密閉プラグと 3メートル坑について、法的になんら管理義務を有しているものではないことから、国の責任による措置が必要。
- しかし、これまでのところ、国からは「現場の状況を十分に確認しつつ、補助金等の活用により、3メートル坑の安全対策について支援していく。」との回答にとどまっている状況。



3 赤川の保全水路と直轄管理区間延伸

- 赤川保全水路は、坑廃水の発生原因である雨水等の地盤への浸透防止のため、昭和 47 年に建設省が整備に着手（全体計画 L=9,040m）し、昭和 56 年に緊急整備区間（L=2,046m）が完了。
- その他の区間（L=6,994m）は未着工であり、県では、残区間の早期整備を継続して要望してきたが、国土交通省からは、昭和 59 年の北上川酸性水恒久対策専門委員会の意見を踏まえ、所期の目的は達成されており工事区間を延伸しても効果が期待できないとして、事業は完了との認識を示されている状況。
- このため、平成 19 年度から、水質保全措置も含めて、上流（赤川）から下流（北上川）まで国直轄により河川の一体管理を行うよう要望。

【県担当部局】 環境生活部 環境保全課
 県土整備部 河川課

9 地域医療再生のための総合的な政策の確立

今日、地域においては保健医療サービスに対する需要の拡大や多様化、医療技術の高度化等を背景として、医師等の保健医療サービス従事者の育成、確保が求められていますが、病院勤務医師の不足が一層深刻化しており、まさに「地域医療崩壊」の危機的状況にあることから、地域医療の再生を図るため、次のとおり要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 地域医療再生のための総合的な政策の確立

国民的合意に基づき、総合的、体系的な「地域医療基本法（仮称）」を制定するとともに、実効性のある運用を実現するよう要望します。

具体的には、臨床研修医の募集に際して、地域枠・診療科枠を設定し、全国的な臨床研修医の配置調整を行うとともに、保険医に対する医師過少地域医療機関への勤務を義務付けるなど、地域別、診療科別の医師の偏在を解消する施策を直ちに実行するよう要望します。

【現状と課題】

- これまでの地域医療行政は、救急医療、へき地医療、周産期医療といった分野ごとに、個別の課題に対応した方策がとられてきたが、現状において、医師不足による医師の地域偏在、診療科偏在が進む中、従来のような個別の方策では地域医療の確保が困難。

〈本県の医師不足の現状：人口10万に対する医師数（H24 医師・歯科医師・薬剤師調査）〉

全 国	東北平均（本県除く）	岩 手 県
237.8人	211.3人	199.8人

- 本県では、平成26年2月に東京都において「地域医療再生シンポジウム」を開催し、「地域医療基本法（仮称）」の制定を提言。医療関係者や報道関係者による地域医療再生に係るパネルディスカッションの開催など、持続可能な医療体制の構築に向けた情報発信を実施。

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室

10 医師確保等人材の育成支援

東日本大震災津波による被災前から医師不足であった本県は、震災による未曾有の被害により、沿岸部をはじめとして、これまでも増して医師が不足する状況となっています。また、近年の保健医療サービスに対する需要の拡大や多様化、医療技術の高度化、さらには、介護保険制度の導入を背景として、医師、看護師等の保健医療サービス従事者の育成、確保が求められている中で、これまでの診療報酬改定では、救急・周産期医療の充実や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がされたものとなっておりますが、地方の病院における医師確保や救急・周産期医療の窮状は、経営に伴う収入の増加のみで解決できる状況にはなく、診療報酬と医療政策の両面から総合的に対策を講じる必要があります。

このようなことから、保健医療サービス提供の根幹を担う人材の育成支援のため、次のとおり要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 「新医師確保総合対策」等に係る大学医学部の養成数増の恒久化

地域の医療を確保するため、「新医師確保総合対策」等により増員された大学医学部における医師養成数を恒久的な措置とするよう要望します。

2 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の拡充

本県唯一の医育機関であり、かつ私立大学である岩手医科大学に創設した「地域枠」（県出身者の入試選抜枠）については、国公立大学並みの学費負担で修学できる奨学金を設定するなど、多額の財政負担が生じています。地域で設定する奨学金制度については、新しい基金での対応も想定されているところですが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう財政支援を更に拡充するよう要望します。

3 特定診療科の医師不足の解消

地域別、診療科別の医師偏在を解消するため、各都道府県・医療圏ごとに必要な病院勤務医師数を算出するガイドラインを策定し、その必要数を踏まえて、特

に深刻な状況にある産婦人科・小児科等の特定診療科の医師不足を解消する施策を充実させるよう要望します。

4 総合診療医の制度化及び養成

新たな専門医制度の構築に当たっては、地域医療を担う医師を育成する観点での総合診療医の制度化及び養成について必要な措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 「新医師確保総合対策」等に係る大学医学部の養成数増の恒久化

- 岩手医科大学医学部の定員は80名から平成26年度現在130名へと拡充され、増員50名のうち15名は平成29年度まで、20名は平成31年度までの措置とされているところ。
- 岩手医科大学は本県において唯一の医育機関で医師の派遣元でもあり、県立病院など地域医療を支える多くの医療機関は岩手医科大学からの医師派遣に依存している状況。
- 医学部の定員が減少すると県内医療機関での医師確保が一層困難。地域に必要な医師を確保する観点から、定員増を恒久的な措置とし、継続的な医師養成を図ることが必要。

2 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の拡充

- 平成26年度の本県医師奨学金制度に要する費用は1,244百万円(うち183百万円が地域医療再生基金)であるが、費用額のピークは平成29年度で1,356百万円と見込まれる。
- 地域医療再生基金事業は平成27年度まで継続されるとしても平成28年度以降は一般財源での多額の財政負担が発生。

3 特定診療科の医師不足の解消

- 平成24年医師・歯科医師・薬剤師調査(厚生労働省)によると、本県における15歳未満人口10万対小児科従事医師数は125.9人で全国最下位、15～49歳女子人口10万対産婦人科・産科従事医師数は43.1人で全国28位。
- 県では、産科・小児科・病院勤務医の負担軽減のための医療機関への運営費補助を実施している。
- これまでの診療報酬改定において報酬点数は充実されたものの、産婦人科・小児科等の特定診療科の医師不足を解消する施策の一層の充実が必要。

4 総合診療医の制度化及び養成

- 医療の高度化、専門分化が進み、地域において総合的な診療能力を備えた医師が不足。
- 国の「専門医の在り方に関する検討会報告書」(平成25年4月公表)において、総合診療医に関する今後の養成の方向が示されたところであるが、総合診療医が地域医療を担う医師として、その養成過程あるいは専門医取得後に確実に地域医療の現場に配置されるような仕組みづくりが必要。

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室

11 地域医療確保に必要な財政支援の拡充等

病院勤務医の減少など、地域における医師不足は一層深刻化し、「地域医療崩壊」の危機的な状況にあって、これまでの診療報酬改定では、救急・周産期医療の充実や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がされたものとなっていますが、地方の病院における医師確保、救急・周産期医療の窮状は、経営に伴う収入の増加のみで解決できる状況にはなく、診療報酬と医療政策の両面から総合的に対策を講じる必要があります。

このようなことから、地域医療確保に必要な財政支援の拡充等について次のとおり要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 医療・介護サービスの提供体制確保のための支援

消費税増収分を財源とした医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための新たな財政支援制度について、地域の実情に応じた取組を着実に推進できるよう、その使途を自治体の裁量に委ねるとともに、予算を安定的に確保するなど、自由度の高い恒久的な制度とするよう要望します。

2 公立病院等の運営に対する地方財政措置の拡充等

(1) 公立病院等の運営に配慮した地方財政措置の拡充

地域に必要な医療を継続して確保するため、公立病院等の運営に配慮し、更なる地方財政措置を拡充するよう要望します。

(2) 公立病院等の運営に配慮した診療報酬の改定

これまでの診療報酬改定において、救急・周産期医療の充実や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がされたものとなっていますが、公立病院等の運営に配慮した救急医療、へき地医療等の部門における更なる評価を充実するよう要望します。

3 地域医療を支える私立大学に対する財政支援

岩手医科大学は、いわゆる「1県1医大」構想の下、岩手県唯一の医育機関、医学研究機関としての役割のほか、本県の地域医療を支える中核的医療機関、医師の養成・派遣機関等として重要な機能を担っているところですが、私立大学であっても他の国公立大学と同様に、当該地域の医療の確保等に関し、重要かつ欠くことのできない機能を果たしている大学医学部に対する財政支援を充実するよう要望します。

4 医療施設の耐震化促進に対する支援

医療施設の耐震整備に対する支援については、医療施設耐震整備事業による補助のほか、医療施設耐震化臨時特例交付金の創設により拡充されたところですが、事業によって補助の対象や期間が定められ、対象とならない医療施設もあることから、耐震化を更に推進していくため、恒久的かつ充実した制度を構築するよう要望します。

5 医療提供体制推進事業費補助金の予算確保

医療提供体制推進事業費補助金は医療提供体制の確立に不可欠ですが、平成23年度以降、当初事業計画額を大幅に下回る交付決定が続き、各事業の実施に多大な支障を来していることから、十分な予算を確保するよう要望します。

【現状と課題】

1 医療・介護サービスの提供体制確保のための支援

- 地域の実情に応じた医療及び介護の総合的な確保に向けた取組を着実に推進するため、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための新たな財政支援制度による安定的で自由度の高い財源が必要。

2 公立病院等の運営に対する地方財政措置の拡充等

- 公立病院等は、民間による提供が困難な救急医療、へき地医療を担うなど地域医療の確保に重要な役割を果たしていることを考慮し、所要額について確実に地方交付税において措置するとともに、地域の中核的医療機能を担っている公的病院についても公立病院と同等の支援制度を創設するなど、引き続き、公立病院等の運営に配慮した地方財政措置の拡充が必要。
- 救急医療やへき地医療、高度・先進的な医療など、公立病院等が果たす役割についても、診療報酬における更なる評価の充実が必要。

3 地域医療を支える私立大学に対する財政支援

- 岩手医科大学のように、県内唯一の医科大学である場合は、私学であっても国立大学と同様に、地域医療の確保に重要かつ欠くことのできない機能を果たしていることから、県は研究費助成や奨学金制度など様々な財政支援に取り組んでいるところであり、国においても財政支援の充実が必要。

4 医療施設の耐震化促進に対する支援

- 医療施設耐震化臨時特例交付金による耐震整備は、災害拠点病院等を対象としており、平成 29 年度までの臨時的な措置。
- 国庫補助事業については、同臨時特例交付金事業に比較して補助額が著しく低額であるほか、公立病院が補助対象外であり、地域医療を担っている民間病院も Is 値（構造耐震指標）により補助対象とならない場合が多く、補助制度の活用に結びつかない状況。
- 医療施設の耐震化を促進するため、恒久的な充実した制度の構築が必要。

5 医療提供体制推進事業費補助金の予算確保

- 平成25年度、本県では、21の県事業を統合補助金（28事業メニュー）により実施したが、補助金交付決定額は事業計画額の69.5%にとどまったため、各事業の実施内容の再検討を余儀なくされ、関係者との調整等に大変苦慮。
- 平成 26 年度は、多数の事業が医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度の対象事業に移行するものの救急医療対策・周産期医療対策等、地域の医療提供体制の確立に不可欠な 9 事業メニューを同補助金で実施することとしていることから、国において十分な予算確保が必要。

【県担当部局】 保健福祉部 医療政策室

12 介護保険制度の円滑な運営のための制度改善等

県民が介護に不安を持たず、安心して老後を送るためには、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営と適切なサービスの供給を図ることが重要であることから、保険者である市町村、利用者及び事業者が介護保険制度に適切に対応できるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 介護サービス基盤の整備の推進

介護基盤緊急整備特別対策事業の実施期間が平成 26 年度まで延長されたところですが、特別養護老人ホーム待機者が多数存在する状況を踏まえ、平成 27 年度以降の第 6 期計画期間においても、基盤整備に対する助成を継続するよう要望します。

2 介護サービス利用促進と低所得者対策の充実

誰もが必要な介護サービスを適切に利用することができるよう、保険料や利用者負担の軽減など、低所得者対策を一層拡充するよう要望します。

特に認知症高齢者グループホームに入所中の利用者については、特定入所者介護サービス費や社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度の対象となっていないことから、利用者負担の軽減策を講じるよう要望します。

3 介護人材の確保及び育成

高齢者の増加に伴い、介護サービス拠点等の整備と合わせて、介護人材の確保及び育成が重要な課題であることから、介護人材確保対策を一層拡充するよう要望します。

(1) 介護労働を取り巻く状況（低賃金、重労働、高い離職率等）に鑑み、介護従事者全般に対する処遇改善を図るため、適切な水準の介護報酬を設定するよう要望します。

- (2) 介護分野への人材の誘導に効果のある「働きながら資格を取得する」事業の創設など人材の確保及び育成策を講じるよう要望します。
- (3) 地域の実情に応じた人材確保対策を実施するため、地方公共団体の取組に必要な財政支援を講じるよう要望します。
- (4) 医療的ケアのニーズが増大していることから、介護職員等による喀たんの吸引等の実施のための研修事業について、財政支援を継続するよう要望します。

4 地方公共団体や被保険者の負担軽減

介護報酬改定や介護基盤整備の促進等に伴い、介護給付費全体が増大し、地方公共団体の介護保険財政を圧迫することが懸念されるため、公費負担割合の見直しの検討や介護報酬改定に伴う保険料上昇を緩和する交付金制度の創設など、地方公共団体の財政負担及び被保険者の負担が過大にならないよう支援策を講じることを要望します。

5 特別養護老人ホームへの新規入所要件見直しに伴う軽度の要介護高齢者等への支援

介護保険制度の改正により特別養護老人ホーム新規入所の要件が原則要介護3以上となりますが、一人暮らしや認知症がある軽度の要介護高齢者など、要介護度以外の実情にも配慮した支援策を講じるよう要望します。

また、低所得高齢者や身寄りのない高齢者などが安心して住むことのできる住まいの確保対策を講じるよう要望します。

6 補足給付の要件見直しに伴う地方公共団体の事務負担軽減

介護保険制度の改正により補足給付の要件に資産要件が追加されますが、地方公共団体において新たに被保険者の預貯金等を把握する事務が発生することから、適正な申告を促すなど、円滑な事務を行うことができる仕組みを構築するよう要望します。

【現状と課題】

1 介護サービス基盤の整備の推進

- 介護基盤緊急整備特別対策事業は、第4期計画期間の整備に対する約3年間の基金事業として平成21年度に創設され、国の経済対策により事業期間が平成26年度まで延長されたところであるが、平成27年度以降の補助体系及び基金の取扱いが不透明。

2 介護サービス利用促進と低所得者対策の充実

- 介護サービス利用料に対する低所得対策は、
 - ・ 高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費（住居費、食費の軽減）
 - ・ 社会福祉法人等による軽減措置（補助制度あり）
 - ・ 離島等地域における特別地域加算に係る軽減措置（補助制度あり）であるが、認知症グループホームについては、特定入所者介護サービス費や社会福祉法人減免の対象外となっており、特別養護老人ホームの利用者との間に差が発生。

3 介護人材の確保及び育成

- 平成23年度までの介護職員改善交付金相当分を介護報酬に移行するため、例外的かつ経過的な取扱いとして、平成24年度から平成26年度までの間、介護職員処遇改善加算が創設されたが、対象が介護職員に限定（介護施設で従事する看護職等は対象外）。
- 国の緊急雇用対策に対応し、平成22年度から「働きながら資格を取る」介護雇用プログラムを実施していたが平成24年度に終了（県では、平成25年度から独自の確保事業を実施）。
- 介護職員等の喀たん吸引研修事業（県社協委託）の財源は、国のセーフティネット補助金（補助率1/2）を充当しており、医療的ケアのニーズ増大に対応し研修を実施していくためには、当該財政支援が不可欠。

4 地方公共団体や被保険者の負担軽減

- 要介護認定者の増加や施設整備の促進等による介護給付費の増大も懸念されるが、過去においては、平成21年度の介護報酬改定に伴う介護保険料の上昇を半分程度に抑制する措置として、介護従事者処遇改善臨時特例交付金制度が創設。
- 平成24年度の第5期の介護保険料改定においても、当該年度限り介護保険財政安定化基金の取崩しが容認。
- 次期介護保険料改定においても、保険料上昇抑制、保険者における給付費負担の増大への対応が必要。

5 特別養護老人ホームへの新規入所要件見直しに伴う軽度の要介護高齢者等への支援

- 要介護1、2の軽度の要介護高齢者の入所待機者の処遇のほか、入所待機者以外にも、1人暮らしや認知症がある軽度の要介護高齢者への支援、低所得高齢者や身寄りのない高齢者等が安心して住むことのできる住まいの確保が必要。

6 補足給付の要件見直しに伴う地方公共団体の事務負担軽減

- 介護保険制度の改正により、一定の預貯金（単身1千万円、夫婦世帯2千万円程度を想定）がある場合に補足給付の対象外とし、本人の申告で判定されることが検討されているが、具体的な仕組みは不明。

【県担当部局】保健福祉部 長寿社会課

13 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施

国においては、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供等を目的に、平成27年度からの子ども・子育て新制度の実施について、鋭意検討が行われているところですが、質の高い教育・保育サービスの実現や私立幼稚園の新制度への円滑な移行に向け、財源の確保及び財政支援の拡充を図るよう、次のとおり要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 子ども・子育て支援新制度の「量的拡充」と「質の改善」に係る財源の確保

子ども・子育て支援新制度の実施に当たっては、保護者や子どもが利用しやすい制度とすることはもとより、病児・病後児保育や延長保育等の多様なサービスへの対応のほか、保育士等の配置基準の見直しや職員の処遇改善など、教育・保育の質の改善を図るため、十分な財源を確保するよう要望します。

さらには、私立幼稚園が新制度へ円滑に移行できるよう、特に、保育を必要としない満3歳以上の幼児に係る施設型給付費の地方公共団体への財政支援を充実するよう要望します。

【現状と課題】

- 子ども・子育て支援新制度の「量的拡充」と「質の改善」を実現するためには1兆円超の財源が必要であるが、消費税増収分から充当される0.7兆円以外の0.3兆円超は、予算編成過程で確保に取り組むこととされており、財源確保が不透明。
- 0.3兆円超の予算確保が実現されない場合には、職員配置基準の見直しや職員の処遇改善等の「質の改善」の充実が不十分。
- 新制度のうち、私立幼稚園で多くの受入れが予想される教育標準時間認定（1号認定）の子どもに係る施設型給付費の財源構成は、全国統一費用部分（国：都道府県：市町村＝2：1：1）及び地方単独費用部分（市町村負担及び都道府県補助）に分けられるが、地方公共団体の多額の費用負担が求められているところ。

〔「多様な教育・保育サービス」について〕

平成26年度は、保育対策等促進事業費の補助及び保育緊急確保対策事業の補助（平成25年度は安心こども基金の交付金事業）により、休日保育、病児・病後児保育、延長保育、一時預かり、地域子育て支援拠点事業、へき地保育、家庭的保育などの教育・保育サービスへの財政支援を実施。

【県担当部局】保健福祉部 子ども子育て支援課
総務部 法務学事課

14 自殺対策の充実

自殺対策については、地域自殺対策緊急強化基金の活用により、県・市町村や関係団体において、人材の養成やハイリスク者支援等、地域の実情に沿った取組を推進しているところですが、いまだ道半ばであり、かつ、東日本大震災津波による自殺者の増加が懸念されるところです。

については、自殺対策を一層推進するため、次のとおり要望します。

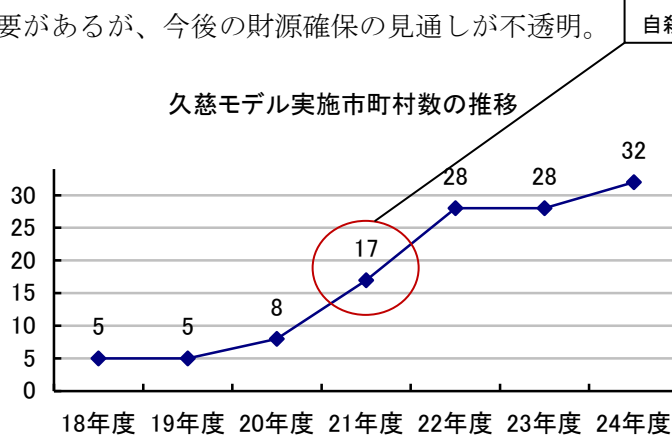
《 要 望 事 項 》

1 自殺対策に係る恒久的かつ十分な財政措置

自殺対策は、継続的、総合的な取組が重要であることから、「地域自殺対策緊急強化事業（基金事業）」終了後においても、恒久的かつ十分な財政支援を講じるよう要望します。

【現状と課題】

- 本県では「地域自殺対策緊急強化基金」を活用し、自殺対策に係る取組を推進しているが、当該基金の実施期間は平成26年度まで。
- 本県では久慈モデル（久慈保健所管内で行ってきた包括的な自殺対策プログラム）を全市町村に波及させることを一つの目標として取り組んできたが、当該基金による財政支援により、市町村の取組が大きく進捗。
- しかしながら、依然として本県の自殺死亡率は全国高位であり、自殺対策を今後も継続していく必要があるが、今後の財源確保の見通しが不透明。



自殺基金造成

自殺死亡率の高い全国上位5県

	H20	H21	H22	H23	H24
順位 1	秋田県	秋田県	秋田県	秋田県	秋田県
自殺者数	410	416	358	346	293
自殺死亡率	37.1	38.1	33.1	32.3	27.6
順位 2	青森県	青森県	岩手県	岩手県	新潟県
自殺者数	473	476	426	370	617
自殺死亡率	34.1	34.6	32.2	28.3	26.4
順位 3	岩手県	岩手県	青森県	新潟県	高知県
自殺者数	454	459	403	651	194
自殺死亡率	33.7	34.4	29.4	27.7	25.9
順位 4	宮崎県	島根県	新潟県	宮崎県	岩手県
自殺者数	364	221	675	312	329
自殺死亡率	32.1	30.9	28.6	27.7	25.3
順位 5	鳥取県	高知県	山梨県	沖縄県	山形県
自殺者数	183	233	233	379	290
自殺死亡率	31.0	30.5	27.4	27.2	25.3

【県担当部局】保健福祉部 障がい保健福祉課

15 診療報酬の改定等

平成 26 年 4 月に行われた診療報酬改定では、公表されている全体改定率は前回に続きプラスとなったものの、消費増税分を除けば実質マイナス改定となり、医療機関にとっては大変厳しい改定率と言えます。

公立病院が厳しい経営環境にありながらも、住民ニーズに対応した適切な医療を提供している実情を十分考慮し、診療報酬の改定や医療に係る消費税制の取扱いの抜本的な見直しについて適切な措置を講じるよう要望します。

《 要 望 事 項 》

1 診療機能分担への評価

公立病院等においては、診療機能の分担により地域医療連携（病病・病診連携）を図りながら医療機能体制を提供しているが、同一開設者の病院間で転院した場合は入院日が通算されるなど、診療報酬において地域の実情を踏まえた適切な評価がなされていないところです。

広大な県土を有し、医療資源に乏しい地域を抱える本県では、地域医療を確保するため、県が開設者となって 26 の県立病院等及びリハビリテーションセンターなどを運営しているところであり、こうした地域の実情を十分考慮した評価がなされるよう要望します。

2 医療に係る消費税制度の抜本的見直し

今回の消費税率の引き上げに対しては、診療報酬体系の中で考慮されていますが、今後予定される消費税 10%への引き上げにより、控除対象外消費税（損税）の負担がさらに生じて、公立病院等の経営環境は一層厳しさを増すものと懸念されることから、医療に係る消費税制の取扱いについて、抜本的に見直すよう要望します。

【現状と課題】

1 診療機能分担への評価

- 広大な県土を有する本県では、県が開設者となって 26 県立病院等（20 病院及び 6 地域診療センター）及びリハビリテーションセンターなどを設置し、各二次保健医療圏における基幹病院としての役割や、交通事情や医療資源に恵まれない地域における地域の初期医療等の役割を担っている。
- これらの県立病院等においては、各医療圏域内で診療機能を分担し、地域医療連携(病病・病診連携)を図りながら、地域住民への適切な医療提供体制を構築。
- 現行の診療報酬の算定において、開設者が同一の病院間で転院した場合に入院日が通算される取扱いを、病院毎の入院日を起算日として取扱うことや、地域医療支援病院の承認要件である紹介率・逆紹介率に同一開設者による病院間での紹介等も含めて算定できるようにするなど、本県のような地域の実情も十分に踏まえた評価が必要。

2 医療に係る消費税制度の抜本的見直し

- 今回の消費税率 8% への引き上げに対しては、診療報酬改定の中で考慮されて全体改定率はプラス改定となっているところであるが、消費税増税分を除けば実質マイナス改定となり、公立病院等の経営環境は依然として厳しい状況。
- 医療機器や薬品、診療材料などの仕入れに係る消費税額は医療機関が税の最終負担者となることから、これまでも控除対象外消費税（損税）が生じており、経営上の大きな負担。
- 今後、消費税率が 10% に引き上げられることが予定されており、このまま損税負担が増すことになれば公立病院等の経営環境は一層厳しくなることが懸念。

【県担当部局】 医療局 医事企画課、経営管理課

16 病院事業に係る地方財政措置の拡充

本県の県立病院事業は、高度医療、精神科等の特殊医療、不採算地区医療などの分野を広く担当しており、地域に必要な医療が継続して確保されるよう、公立病院に対する地方財政措置の拡充を要望します。

《 要 望 事 項 》

1 公立病院運営に対する財政措置の拡充

診療報酬の増額によってもなお不足する公立病院運営に対する地方財政措置の拡充を行うよう要望します。

2 医師の勤務環境改善等に対する財政措置の拡充

医師の確保・定着に向けた勤務環境の改善や、住民が安心できる医療提供体制を充実するための施設等の重点的な整備とともに、医療のIT化の要請に応え、電子カルテ化や地域連携パスへの対応等を進めるための経費について、適切な財政措置を講じるよう要望します。

3 医師確保困難地域に対する財政措置の拡充

医師確保対策については、平成21年度から医師の勤務環境改善のため地方財政措置が拡充されたところですが、本県が実施している県北沿岸など医師確保困難地域の勤務医師への手当加算制度など必要な処遇改善に対して、適切な財政措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 公立病院運営に対する財政措置の拡充

- 一般会計からの繰出金については、所要額が毎年度地方財政計画に計上され、その一部について普通交付税及び特別交付税により財政措置が講じられてはいるが十分とは言えない状況。

2 医師の勤務環境改善等に対する財政措置の拡充

- 電子カルテ等医療のIT化に要する経費は診療報酬で手当されておらず、導入経費、ランニングコスト、さらに更新費用についても医療機関の持ち出しとなっている状況。
- 公立病院においては建設改良費に係る企業債元利償還金の2分の1が手当されているが、1病院当たり数億円を要する導入経費の2分の1負担が導入の妨げとなっている状況。

3 医師確保困難地域に対する財政措置の拡充

- 医師確保対策については、平成21年度から段階的に地方財政措置が拡充されているが、医師の絶対数の不足とともに、広大な面積を有する本県において、医師確保対策として実施している手当加算制度をはじめ、必要な処遇対策に対する経費については財政措置が講じられていない状況。

【県担当部局】医療局 経営管理課

17 農林業における「担い手育成」と「産地づくり」

農林業の体質強化を図るため、「担い手の育成」と「産地づくり」に関する施策の充実を図るよう要望します。

《 要 望 事 項 》

1 農業の競争力強化

- (1) 見直し後の「食料・農業・農村基本計画」の推進に当たっては、立地条件や農業形態などの地域の実情に十分に配慮し、農業の持続的な発展に向けた各種施策を充実させるよう要望します。
- (2) 農業経営の安定を図る経営所得安定対策等について、十分かつ安定的な財源を確保するよう要望します。
- (3) 農地中間管理事業については、農地の賃料や保全管理などに要する経費は全額国費で対応するよう要望します。

【現状と課題】

(1) 「食料・農業・農村基本計画」推進に係る施策の充実

- 国における「食料・農業・農村基本計画」の見直しにあたっては、将来のビジョンとして、担い手となる効率的かつ安定的な農業経営の姿を具体的に示すとともに、望ましい農業構造の姿を明らかにすることとしているが、その実現に向けては、地域農業が持続的に発展できるよう、地域の実情を十分に配慮した担い手の育成と産地づくりに関する施策とすることが必要。

(2) 経営所得安定対策等の充実

- 意欲ある農業者が展望を持って営農に従事するためには、将来にわたって経営の安定を図って行くことが重要であることから、経営所得安定対策等の十分かつ安定的な財源の確保が必要。

(3) 農地中間管理事業に要する経費の国費負担

- 県では、「人・農地プラン」(地域農業マスタープラン)の実現に向け、農地中間管理事業を活用し、担い手への農地集積・集約化により、持続的な地域農業の発展を図ることとしているが、農地中間管理事業を確実かつ円滑に実施するためには、地方財政状況が厳しい中であって、国が掲げる目標達成に膨大な地方負担が伴うことから、農地の賃料や保全管理経費など借受農地の管理等に要する経費は全額国庫で対応することが必要。

【県担当部局】農林水産部 農業振興課、農産園芸課

《 要 望 事 項 》

1 農業の競争力強化

- (4) 農業・農村が有する多面的機能は、営農活動や農地・農業用水の適切な保全活動を通じて発揮されるものであり、その効果は国民全体が享受することから、日本型直接支払制度の法制化に当たっては、全額国庫負担により予算を措置するよう要望します。
- (5) 日本型直接支払制度の導入に当たり、県と市町村、関係農業団体等で構成する地域協議会は、制度の周知や普及、活動組織への指導等を通じて取組の拡大に貢献しており、市町村や活動組織の期待も大きいことから、制度の法制化に当たっては、引き続き、地域協議会が同様の役割を担うことができるよう要望します。
- (6) 中山間地域等直接支払制度については、景観維持や保全等に対する効果が極めて高いと評価され、農業者から制度の継続を強く求められていることから、平成27年度以降も地域への交付水準を維持するよう要望します。

【現状と課題】

(4) 日本型直接支払制度に係る予算措置

- 日本型直接支払制度である多面的機能支払について、国は「国・地方・農業者等に利益が及ぶものである」という考え方のもと、国と県・市町村がそれぞれ負担する制度設計としているが、農業・農村が有する多面的機能は、営農活動や農地・農業用水の適切な保全活動を通じて発揮されるものであり、その効果は国民全体が享受するものである。
したがって、営農や保全活動を行う面積に応じて、その地域自治体が負担することは不合理であり日本型直接支払制度の法制化に当たっては、全額国費負担により予算を措置することが必要。

(5) 地域協議会の役割

- 日本型直接支払制度の導入に当たり、地域協議会は以下の役割を担っているところ。
 - ・ 制度の周知や普及等（説明会の開催、マニュアル作成、活動組織への事務指導等）
 - ・ 交付事務等（活動組織からの申請書・実績報告書受理、交付金交付、国への申請・実績報告等）
- 特に、本県の地域協議会では現地指導専門員を配置し、活動組織へのきめ細かな支援・指導を行い、取組の拡大に貢献しているところ。
- 一方、日本型直接支払制度の法制化案では、地域協議会が担ってきた「事業計画の認定」、「補助金の交付」等を市町村が行うこととされ、地域協議会に関する記載がない状況であることから、市町村からは「事務負担が大幅に増加することから、これまで地域協議会が担ってきた役割を果たすことは困難」との声が上がっている。
- 新しい農業政策の4本柱のひとつである日本型直接支払制度の取組拡大を図るためには、地域協議会が引き続き、これまでと同様の役割を担えるような制度設計が必要。

(6) 中山間地域等直接支払制度の交付水準の維持

- 平成24年度に実施した中立的な第三者機関である岩手県中山間地域等直接支払制度運営協議会による中間年評価では、地域の農業者から景観維持や保全に効果が高いと評価されていることから、現行交付単価の維持と長期安定的な制度とすることが必要。

【県担当部局】農林水産部 農業振興課、農村計画課

《 要 望 事 項 》

2 担い手に対する支援の充実・強化

「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」に位置付けられた新規就農者等の地域の中心となる経営体の育成を図るため、機械・施設等の整備事業の十分な予算を確保するよう要望します。

【現状と課題】

- 経営体育成支援事業については、担い手の規模拡大や経営の多角化等に有効であるが、本県における平成 25 年度予算の補助金ベースの配分率は 60.2%と、要望に応え切れていない状況。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
要望額	420,117 千円	292,534 千円	209,043 千円
交付額	122,805 千円	145,305 千円	125,990 千円
配分率	29.2%	49.7%	60.2%

※ 要望額、交付額は補助金ベース

- 新規就農者については、経営開始から事業を軌道に乗せるまでの初度的な経費負担やリスクが大きく、就農支援資金等の融資のみでは計画どおりの規模拡大が難しい状況。

【県担当部局】 農林水産部 農業振興課、農業普及技術課

《 要 望 事 項 》

3 産地づくりに対する支援の充実・強化

- (1) 農業の生産性向上に向け、地域において需要の多い「強い農業づくり交付金」等の支援を継続するとともに、十分な予算を確保するよう要望します。
- また、主要農作物の種子生産は、農業生産の根幹となる公益性の高い事業であることから、種子用の施設・機械の整備を行う事業種目を創設するよう要望します。
- (2) 競争力の高い果樹産地の育成に向け、優良品種への改植を計画的に進める必要があることから、平成 27 年度以降も果樹経営支援対策事業を継続するよう要望します。

【現状と課題】

(1) 強い農業づくり交付金の予算確保及び事業種目の創設

- 強い農業づくり交付金による施設整備は、産地の基盤強化に結びついており、「強い農業」創りに大きく貢献しているものの、平成 26 年度において、本県が要望した 5 事業のうち、採択となったのは 1 事業のみであり、国の十分な予算確保が必要。
- 本県の主要農作物種子関連施設の 3 分の 2 は、整備後 15 年以上経過し、施設の老朽化により、種子の安定供給に支障を来す恐れ。

公益性の高い主要農作物の種子生産の施設・機械の整備に当たっては、強い農業づくり交付金を活用する場合、主要農作物の種子生産では、成果目標達成のためのポイントの獲得が困難であることから、優先的に補助事業による支援を受けられるよう事業種目の創設が必要。

【施設の整備状況】

整備場所	作物・種子量	整備年度※
岩手町	水稻・195,020kg	平成 10 年度
紫波町志和	水稻・255,240kg	平成 25 年度（建屋は平成 7 年築）東日本大震災農業生産対策交付金
紫波町赤石	水稻・169,260kg	平成 24 年度（建屋は平成 2 年築）東日本大震災農業生産対策交付金
花巻市	水稻・302,400kg 小麦・169,200kg	平成 6 年度（建屋は昭和 45 年築） ※平成 26 年更新予定 強い農業づくり交付金
北上市	水稻・330,960kg 大豆・61,200kg	平成 8 年度
奥州市水沢区	水稻・402,360kg	平成 5、16 年度に乾燥機を更新（建屋は昭和 60 年築）
奥州市江刺区	水稻・402,360kg	平成 14 年度
軽米町	小麦・68,100kg 大豆・28,950kg	昭和 63 年度
農業研究センター (原種)	水稻・22,000kg	平成 8 年度

注) ※建屋と乾燥調製機械類の整備が同時に行われていないものについては () に建屋の整備年度を記した。種子量は、水稻が平成 26 年度、大豆・小麦が平成 25 年度。

(2) 果樹経営支援対策事業の継続

- 本県のりんごは、全国に先駆けてわい化栽培を導入しており、高いわい化率（87%：H24）となっているが、植栽後30年を迎える老齢樹が増加しているほか、県オリジナルの「紅いわて」などの市場性の高い新品種が開発されてきたことから、今後とも、複数年かけて計画的に改植を進める必要がある。
- 「果樹経営支援対策事業」及び「果樹未収益期間支援事業」を活用し、りんごを主体に樹齢の経過した園地の改植にあわせて消費者に求められる優良品種の導入に取り組んでおり、改植により生産性の向上が実感されてきていることから農家の改植意欲は年々高まっている。
- 本事業は平成26年度までとなっているが、産地改革の取組は途中であり、事業終了となった場合には、今後の産地改革に与える影響が大きい。

【事業による優良品種導入実績】

導入年次	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
導入面積 (ha)	11	25	20	27	25	25	34

【県担当部局】 農林水産部 農産園芸課

《 要 望 事 項 》

4 米需給調整の着実な推進

- (1) 今後の米の生産数量目標の配分に当たって、目標を達成した都道府県に配慮するとともに、東日本大震災津波の被災県が不利とならない算定方法とするよう要望します。
- (2) ミニマムアクセス米について、主食用米の国内需給に影響を及ぼさないよう対策を講じることを要望します。

【現状と課題】

(1) 生産数量目標の配分

- 平成 26 年産米の各都道府県の生産数量目標の設定については、需給調整への取組や東日本大震災の被災県へ配慮して、超過達成や県間調整等を考慮。
- 東日本大震災により被災した水田を有する県に対する配慮が無くなった場合、生産数量目標の基礎となる需要実績の算定要素としての生産量が減少し、算定上不利となる懸念。

【平成 26 年産米の生産数量目標】

	26 年産	25 年産	増減率
全 国	765 万トン	791 万トン	▲3.3%
岩手県	275,540 トン	286,350 トン	▲3.8%

※平成 24、25 年産の各都道府県の生産数量目標の設定は、米の需給調整への取組等（生産数量目標の達成実績等）に対して一定の配慮。

(2) ミニマムアクセス米の販売

- ミニマムアクセス米の主食用としての米流通相当分について、国産米を市場隔離する仕組みがなくなったことから、供給過剰に伴う価格の下落が懸念されるため、米穀の集荷団体等からは、出口対策（主食用以外への処理）が求められている。

【ミニマムアクセス米の状況（平成 7 年 4 月～25 年 3 月の輸入量 1,281 万トンの仕向け先）】

区分	主食用	加工用	援助用	飼料用	その他	在 庫	計
数量	130	428	303	322	18	80	1,281 万 t

【県担当部局】農林水産部 農産園芸課

《 要 望 事 項 》

5 生産コスト低減対策の提示及び燃油の価格高騰対策の実施

- (1) 「農林水産業・地域の活力創造プラン」においては、コメの生産コストの全国平均比4割削減とされていますが、その目標の実現に向けた具体策を早期に示すよう要望します。
- (2) 燃油価格高騰対策については、平成25年2月から平成27年4月までを期限として実施されていますが、燃油価格が一定水準以上になった場合に速やかに対策が講じられるよう、恒久的な制度の創設を要望します。

【現状と課題】

(1) 「農林水産業・地域の活力創造プラン」の実現のための具体策の提示

- 「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、「担い手のコメ生産コストの全国平均比4割削減」とする目標を掲げていますが、その具体的な方法等について明らかにされていない。

(2) 燃油価格高騰対策に係る恒久的な制度の創設

- 現在実施されている燃油価格高騰緊急対策事業は、燃油を15%削減することを目標に、平成25年2月から平成27年4月までを期限として実施。
- 燃油価格は、高止まりの状況にあり、燃油価格高騰緊急対策事業による燃油15%削減だけでは、現状の価格高騰に対応できない。

【燃油価格指数の推移】

(H22=100)

区 分	H23	H24	H25	H26.1	H26.2
灯 油	118.4	120.7	129.2	134.6	137.2
A 重油	115.1	119.6	129.6	137.0	136.6

※農業物価統計

【県担当部局】 農林水産部 農業園芸課

《 要 望 事 項 》

6 農地転用許可権限の移譲

農地転用許可権限の移譲については、平成 25 年 12 月に閣議決定された「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」において、平成 26 年を目途に検討を行うこととされているが、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体が実施するという地方分権の観点から、4 ha を超える転用許可権限を都道府県知事に移譲するとともに、2 ha を超え 4 ha 以下の転用許可の国への協議を廃止するよう要望します。

【現状と課題】

- 4 ha を超える農地転用については国の許可、また、都道府県知事の権限である 2 ha を超え 4 ha 以下の農地転用許可に関しては、国への協議が必要。
- 平成 25 年 12 月 20 日の閣議決定「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」において、「地方の意見も踏まえつつ、平成 21 年の改正農地法附則に基づき、5 年（平成 26 年）を目途として、地方分権の観点及び農地確保の観点から、農地転用事務の実施主体や国の関与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされている。

【県担当部局】農林水産部 農業振興課

《 要 望 事 項 》

7 森林整備加速化・林業再生基金事業の実施期間の延長と基金積み増し

素材生産のための間伐や路網整備などの川上から、木材の利用拡大のための木材加工施設や木造公共施設の整備などの川下まで、幅広い対策の実施が可能な「森林整備加速化・林業再生基金事業」について、事業実施期間の延長と基金の積み増しを行うよう要望します。

【現状と課題】

- 間伐や路網整備といった川上から、木材加工施設や木造公共施設の整備支援といった川下まで幅広い対策の実施が可能な「森林整備加速化・林業再生事業」が平成 26 年度で終了。

【県担当部局】農林水産部 林業振興課、森林整備課

《 要 望 事 項 》

8 森林整備に対する支援制度の創設

地球温暖化防止に貢献し低炭素社会の実現に不可欠な森林を緑の社会資本として維持していくため、森林所有者の負担を伴わない再造林のための支援制度を創設するよう要望します。

【現状と課題】

- 林業の採算性が大幅に悪化している状況下において、従前と変わらない補助率（定率方式）では、再造林を促進するためのインセンティブとしては不十分であり、再造林面積の増加が期待できないことから、人工林資源の維持は困難。

【参考】

収支が黒字となるような支援制度が必要

◆ 【スギ人工林（50年生で主伐）の経営収支】

項 目	金 額
① 植栽・保育に要する経費	231 万円/ha
② 伐採収入（立木価格）	117 万円/ha
③=収支（②-①）	▲114 万円/ha

※ 平成 25 年度森林・林業白書から抜粋

- ◆ スギ（立木）価格 S55:22,707 円 → H23 : 2,838 円（ピーク時の 12.5%）

【県担当部局】 農林水産部 森林整備課

《 要 望 事 項 》

9 木材の利用促進及び原木安定供給に関する財政支援等の継続・拡充

- (1) 公共建築物等木材利用促進法の施行による木材利用の機運の高まりを定着させ、更なる木材需要の拡大を図るため、公共建築物等の木材利用促進に対する財政支援を継続・拡充するよう要望します。
- (2) 地域材の利用促進は、森林の適正な整備・保全、循環型社会の形成、更には大震災津波からの復興に資することから、木材利用ポイント制度を平成27年度以降も継続するよう要望します。
- (3) 木質バイオマス発電所等からの原木需要の急激な増加により、既存の製材工場等において供給不足等の影響が見込まれることから、素材生産者等と需要者との合意形成や原木生産の効率化を図る林業機械の導入、生産・流通コスト支援など、原木の安定供給に向けた総合的な支援制度を創設するよう要望します。

【現状と課題】

(1) 木材利用促進に対する財政支援の継続・拡充

- 本県では、「森林整備加速化・林業再生基金事業」を活用し、木公共建築物等の木材利用を支援
〔H25実績：補助金113,647千円、2事業体〕
〔H26計画：補助金194,094千円、3事業体（全てH25繰越）〕
- 本事業は平成26年度まで（繰越を含む）となっていることから、平成27年度以降の財政支援措置が必要。
- また、「森林・林業再生基盤づくり交付金」は全国の予算規模が少ないことから予算拡充が必要。

(2) 木材利用ポイント制度の継続

- 木材利用ポイント事業の対象期間が平成26年9月30日まで延長（当初は平成26年3月31日まで）されたが、今後の予算化は不透明。
- 消費税の引き上げに伴い、住宅建築の駆け込み需要の反動が懸念されるため、引き続き住宅建築の県産材利用にインセンティブを与える対策が必要。

(3) 原木の安定供給に向けた支援制度の創設

- 「森林整備加速化・林業再生基金事業」により高性能林業機械の導入と間伐材の輸送費を支援しているが、当該事業は平成26年度で終了。〔H26当初予算：林業機械177,989千円、輸送費助成213,318千円 運搬距離別補助額50km以上1,000円/m³、100km以上2,000円/m³〕
- 「森林・林業再生基盤づくり交付金」は、平成26年度の全国予算が約22億円と少ない状況。
- 平成25年秋以降、「消費税率引き上げに伴う駆け込み需要」などが要因と考えられる国産原木の全国的な不足と価格の上昇が発生しており、県内各地で原木不足と原木価格が3割程度上昇。
- 急激な木材需要の増加により、県内木材市場では他県の大規模製材所の原木購入が増加（平成25年11月から平成26年1月がピーク）し、地元製材所や合板工場が必要とする原木を確保できなくなる問題が発生。
- 平成27年度は全国的に木質バイオマス発電所が本格稼働し、大量の発電用原木の流通が始まることから、地元製材所や合板工場の原木確保への支障が懸念。（いわゆる「木質バイオマスの2015年問題」）

【県担当部局】 農林水産部 林業振興課

《 要 望 事 項 》

10 森林計画制度実行確保のための支援の充実

森林法の一部改正に伴い市町村及び都道府県の森林管理に係る業務が大幅に増加していることから、地方自治体の執行体制を確保するため、地方交付税等の財政支援を行うよう要望します。

【現状と課題】

- 森林法の改正による森林計画制度の実行確保を図るため、体制が脆弱な市町村の執行体制の強化に向けた地方交付税や経費補助の支援措置が必要。
 - (1) 林業単独の課を有している市町村は 33 市町村中 2 市。
 - (2) 大部分の市町村が他の業務と兼務して従事。
(林業の専門知識を有する職員が在籍している市町村は 1 市のみ)
- 県に対し、市町村森林整備計画への技術的支援強化のための林業普及指導員の資質向上や森林に関するデータベースの精度向上に要する経費支援の充実が必要。

《市町村の林業組織の現状（平成 26 年 5 月現在）》

全市町村数 (A)	林業単独の課を有している市町村数 (B)	林業単独の課を有している市町村率 (B/A)	林業の専門知識を有する職員が在籍している市町村数 (C)	専門職員を配置している市町村率 (C/A)
33	2 盛岡市・遠野市	6.1%	1 盛岡市	3.0%

【県担当部局】 農林水産部 森林整備課

《 要 望 事 項 》

11 広葉樹林業の再興

- (1) 輸入チップとの競合やナラ枯れ被害、放射性物質の影響など、現下の厳しい経営環境の中で広葉樹林業の存続を図るため、広葉樹原木の生産・流通コストを支援するよう要望します。
- (2) ナラ枯れ被害から広葉樹資源を保全するため、予防を目的とした伐採を森林整備事業の補助対象とするよう要望します。
- (3) 広葉樹材の低コスト生産に向け、広葉樹の特性に応じた林業機械や作業技術の開発を行うとともに、広葉樹林業に従事する人材を地域において確保・育成していくための取組を支援するよう要望します。

【現状と課題】

(1) 広葉樹材が利用される仕組みづくり

- 更新伐等により広葉樹の伐採を促進しても、広葉樹チップ価格の低迷等により、採算が合わず、伐採された材が活用されない可能性があり、確実に広葉樹材が利用される仕組みづくりが必要。

(2) ナラ枯れ被害対策

- 本県のナラ枯れ被害は、平成 22 年に県南部で初めて確認され、平成 25 年 9 月に沿岸部において大規模な被害が発生。急激な被害拡大が危惧されるため、予防を目的とした伐採処理が必要。

(3) 広葉樹林業の人材育成、機械・技術の開発

- 近年、高齢化などにより、広葉樹材生産に取り組む林業従事者の減少が進んでおり、広葉樹林業の特殊性に応じた人材の育成や機械・技術の開発などの対策が必要。

【県担当部局】農林水産部 森林整備課、林業振興課

18 野生鳥獣対策の拡充

野生鳥獣による農林業被害が増加し、更にはニホンジカによる高山植物の食害や天然林の植生変化などが生じ、生態系への影響も懸念されている状況にあります。

こうした中、岩手県では、捕獲数の上積みを促進しており、特に、ニホンジカ対策として狩猟期間の延長や捕獲数制限の撤廃などを実施してきておりますが、狩猟者の減少・高齢化もあり、これらの規制緩和だけでは、個体数調整に必要な捕獲目標が達成できない状況にあります。

また、県内のニホンジカから基準値を超える放射性セシウムが検出され、狩猟による個体数調整に支障が生じていることから、狩猟による捕獲の減少を補うため県独自の捕獲を実施しています。

このことから、被害対策はもとより、ニホンジカを始めとする有害鳥獣の個体数管理に主眼を置いた対策の強化が必要であり、今般、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(案)」において示された捕獲等の管理を推進し、著しく増加している野生鳥獣への対策を拡充するため、国における早急な支援等を実施するよう要望します。

《 要 望 事 項 》

1 個体数の適正管理施策の拡充

ニホンジカ等の適正な個体数管理と野生鳥獣による被害を低減するため、野生鳥獣肉の放射性物質検出による捕獲圧低下問題への対応も考慮し、法改正により都道府県が行うことが見込まれる「指定管理鳥獣捕獲等事業」や「認定鳥獣捕獲等事業者の育成」等について、必要な財政支援を行うとともに、捕獲の担い手の確保や新たな少人数での大量捕獲技術の開発普及など効果的な個体数管理に資する施策を充実させるよう要望します。

2 鳥獣被害防止対策の拡充

鳥獣被害防止総合対策交付金について、侵入防止柵の設置など需要が拡大していることから、引き続き十分な予算を確保するよう要望します。

また、国において、有害な野生鳥獣の捕獲等に対する地域住民の意識啓発に取り組むよう要望します。

【現状と課題】

1 個体数の適正管理施策の拡充

- 農作物被害額が深刻化

《ニホンジカによる農作物被害額の推移》

(単位：百万円)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
被害額	51	148	154	177	157	283

- 課題

① 狩猟による捕獲圧の低下

野生鳥獣肉から基準値を超える放射性物質が検出され、全県を対象とした出荷制限が行われたため、食用目的の狩猟による捕獲頭数が減少し、狩猟を主体とした個体数管理が困難な状況。

② 捕獲の担い手の減少

狩猟者数の減少と高齢化が進行し、個体数管理に必要な捕獲の担い手が不足。

③ 捕獲効率の低下

捕獲の担い手の減少、特に狩猟者の高齢化により、従来からの猟法である巻狩り猟（グループ猟）に必要な獲物の追い立て役となる勢子の確保が困難となるなど、捕獲効率が低下。

《ニホンジカ捕獲数の推移》

(単位：頭)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
狩猟	1,191	1,275	1,521	1,797	1,160	661
県による捕獲	—	—	—	—	—	2,238
有害捕獲	288	308	417	376	743	1,341
計	1,479	1,583	1,938	2,173	1,903	4,240

《県内狩猟免許所持者数の推移》

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
狩猟免許所持者数	3,311人	3,292人	2,753人	2,793人	2,800人	2,426人
うち60歳以上	52%	59%	59%	62%	67%	66%

2 鳥獣被害防止対策の拡充

- 鳥獣被害防止総合対策交付金等の予算措置状況

(単位：千円)

区分	23年度	24年度	25年度	26年度
要望額①	66,339	31,960	59,881	139,542
交付額②	50,912	31,960	59,881	139,542
充足率②/①	76.7%	100%	100%	100%

※ 平成24年度は「東日本大震災農業生産対策交付金」により措置。

平成24年度補正の「鳥獣被害防止緊急捕獲等対策」は除く。

- 課題

① 鳥獣被害の拡大に伴い、市町村から侵入防止柵の設置など鳥獣被害防止総合対策交付金に対する要望額が増大しており、平成27年度以降も十分な予算の確保が必要。

② 防止柵の設置や維持管理にあたっては、地域住民共同による継続的取組が必要不可欠であり、有害な野生鳥獣の捕獲等に対する地域住民の意識啓発が必要。

【県担当部局】 環境生活部 自然保護課
農林水産部 農業振興課

19 農地・森林・水産基盤の整備及び保全

「強い農林水産業」を展開するため、農林水産業が地域振興の基盤となる産業として確立できるよう、農地・森林・水産基盤の整備及び保全に関する施策の充実を要望します。

《 要 望 事 項 》

1 農山漁村地域整備交付金の予算確保

遅れている本県農山漁村の生産基盤や生活環境施設の整備を推進するため、農山漁村地域整備交付金について、地域の要望に応えうる十分な予算を確保するよう要望します。

【現状と課題】

- 農林水産省の平成 26 年度の公共事業予算は、大幅削減前の平成 21 年度比 65%に止まっており、平成 25 年度緊急経済補正予算を合わせても、平成 21 年度比 79%となっていることから、平成 27 年度以降は当初予算において十分な予算の確保が必要。

《農林水産省所管公共事業費の推移》

(単位：億円)

事 項	21 年度	24 年度	25 年度	26 年度		
				+24 年度補正		+25 年度補正
農業農村整備	5,772	2,129	2,627	4,267	2,689	3,489
林野公共	2,609	1,748	1,796	3,067	1,813	2,252
治山	992	575	611	1,216	616	781
森林整備	1,617	1,173	1,185	1,850	1,197	1,471
水産基盤整備	1,199	690	721	1,206	721	831
海岸	180	39	40	50	40	40
農山漁村地域整備交付金		96	1,128	2,778	1,122	1,122
一般公共事業費計	9,760	4,703	6,314	11,369	6,386	7,734
					21 年度比 65%	21 年度比 79%

- 国の平成 26 年度予算については、本県への割当額が地域要望の 81%と大きく下回っているところ。

(単位：百万円)

区 分	合計	26 年度		
		農業農村整備	森林整備	水産基盤整備
割当額 ①	3,287	2,091	635	561
要求額 ②	4,083	2,619	845	619
充足率 ①/②	81%	80%	75%	91%

【県担当部局】農林水産部 農村計画課、森林保全課、漁港漁村課

《 要 望 事 項 》

2 農業生産性の向上に資する農業生産基盤整備の推進

- (1) 生産性の高い農業を展開するためには、遅れている本県の農業生産基盤の整備を加速する必要があることから、水田の大区画化・汎用化や農業水利施設の長寿命化のための農業農村整備対策予算を、地域の実情を踏まえ十分に確保するよう要望します。

【現状と課題】

- 本県の水田整備率（50.7%）は、東北で最も低位。一方、米の生産費（145千円/10a）は、東北で最も高コスト。

これまで整備した基幹的農業水利施設は、今後10年で耐用年数を超過する施設が多数。

《東北における本県の水田整備等の状況（平成23年度）》

区 分	岩手	青森	宮城	秋田	山形	福島	全国	出典
水田整備率(%)	50.7	62.3	65.0	64.6	73.2	70.9	63.2	農林水産省 データ
米の生産費(千円/10a)	145	127	126	127	127	116	140	

《岩手県の基幹的水利施設における耐用年数の実態（平成24年度末現在）》

施設種別	標準耐用年数	施設総数	耐用年数超過の実態				出典
			平成24年度末		平成34年度末見込み		
			施設数	割合	施設数	割合	
水路	40年	1,400km	294km	21%	467km	33%(12ポイント増)	岩手県農業水利施設の維持更新計画 (平成25年度改定版)
頭首工	50年	66箇所	11箇所	17%	20箇所	30%(13ポイント増)	
ポンプ場	20年	50箇所	18箇所	36%	35箇所	70%(34ポイント増)	

- 平成26年度「農業競争力強化基盤整備事業」、「農村地域防災減災事業」、「農山漁村地域整備交付金」については、国からの当初割当額が地域要望の78%と大きく下回っている。

《本県への主な農業農村整備対策予算の配分状況》 (単位：百万円)

区 分	合計	配分状況		
		農業競争力強化基盤整備事業	農村地域防災減災事業	農山漁村地域整備交付金
割当額 ①	3,353	1,528	168	1,657
要求額 ②	4,288	2,017	195	2,075
充足率 ①/②	78%	76%	86%	80%

【県担当部局】 農林水産部 農村計画課

《 要 望 事 項 》

2 農業生産性の向上に資する農業生産基盤整備の推進

(2) 国営土地改良事業の効果の早期発現に向け、地域の要望に応えうる十分な予算を確保するとともに、調査の推進と事業の早期着手が必要であり、特に施設の老朽化対策が喫緊の課題となっている「豊沢川地区」について、平成27年度から確実に事業着手するよう要望します。

【現状と課題】

○ 国営土地改良事業の予算確保

・県内で実施中の国営土地改良事業4地区が、予定工期内に完了するためには、今後、これまで以上の予算割当が必要。

《県内の国営土地改良事業実施中地区の予算状況》

事業名	地区名	工期	H27以降 残年数	事業費 (百万円)				推計残年数 H27以降/H26
				全体	25年度迄	26年度	H27以降	
かんがい 排水事業	わがちゅうぶ 和賀中部	H18～28	2	19,120	14,497	1,341	3,282	2年
〃	さるがしわ 猿ヶ石川	H20～27	1	5,830	4,509	700	621	1年
〃	わがちゅうおう 和賀中央	H24～33	7	21,500	656	1,101	19,743	18年
〃	いわてさんろく 岩手山麓	H25～34	8	17,500	150	250	17,100	68年
計	4地区			63,950	19,812	3,392	40,746	

○ 調査の推進及び豊沢川地区の早期事業着手

・地域の要望に応え、国営土地改良事業3地区の調査の推進と早期事業着手が必要。
 ・特に国営農業水利事業豊沢川地区(S24～36)で造成された「豊沢ダム」は、地域農業に欠かすことのできない重要な施設であり、築造後53年が経過し施設の改修等の老朽化対策が喫緊の課題であることから、計画どおり平成27年度からの事業着手を希望。

《調査地区の概要》

地区名	関係市町村	関係土地改良区	予定事業量	調査期間	備考
とよさわがわ 豊沢川	花巻市 北上市	豊沢川 土地改良区	豊沢ダム及び電気・機械施設等付帯設備の補修・更新、小水力発電施設設備1カ所、	H24～26	H27事業着手希望
もりおかなんぶ 盛岡南部	盛岡市 紫波町 矢巾町	鹿妻穴堰 土地改良区	煙山ダム、頭首工及び揚水機場の補修・更新、用水路整備	H23～27	H28事業着手希望
すかわ 須川	一関市	須川 土地改良区	調整池及び揚水機場の補修・更新、水管理施設整備	H26～29※	H30事業着手希望

※ 調査期間中であっても国による突発事故発生時の応急対策工事は実施可能。

【県担当部局】農林水産部 農村計画課

《 要 望 事 項 》

2 農業生産性の向上に資する農業生産基盤整備の推進

- (3) 農業用水の安定供給や多面的機能の発揮のためには、基幹から末端まで一連の農業水利施設が十分に機能することが必要ですが、農産物価格の長期低迷等による管理体制の脆弱化に伴い、適切な維持管理が困難な状況であることから、現行制度の対象となっていない中規模（県営事業クラス）のダムや揚水機場等の維持管理に対する支援制度を創設するよう要望します。

【現状と課題】

- 農業生産を支える農業用水の安定供給や農業・農村が有する多面的機能は、基幹から末端まで一連の農業水利施設が十分に機能して発揮されるものであるが、農村の過疎化や高齢化の進行による、農地や水路等の維持管理を担う人材の不足に加え、農産物価格の長期低迷による土地改良区の管理体制の脆弱化等に伴い、適切な維持管理が困難な状況。
- 国が造成した大規模なダム等の基幹施設には管理費補助制度があり、末端の農地や水路の維持管理には平成 26 年度に創設された多面的機能支払交付金を活用。

《施設管理に対する国の支援制度》

施設規模	施設補修	維持管理
大規模 (国営造成クラス)	<ul style="list-style-type: none"> ◆国営かんがい排水事業 ◆国営施設機能保全事業 等 	<ul style="list-style-type: none"> ◆国営造成施設管理費補助 ◆基幹水利施設管理事業
中規模 (県営造成クラス)	<ul style="list-style-type: none"> ◆基幹水利施設ストックマネジメント事業 ◆土地改良施設維持管理適正化事業等 	【今回の支援要望】
小規模 (団体営造成クラス)	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域農業水利施設ストックマネジメント事業 ◆土地改良施設維持管理適正化事業等 	
◆多面的機能支払交付金		

- 現在、支援対象となっていない中規模（県営事業クラス）のダムや揚水機場等の維持管理に対する支援制度の創設が必要。

【県担当部局】 農林水産部 農村計画課

《 要 望 事 項 》

3 県有林の経営改善に向けた支援

- (1) 県有林事業の日本政策金融公庫資金に係る起債について、平成17年度から平成19年度まで林業公社の経営安定化対策として実施された任意繰上償還と同様の措置を講じるよう要望します。
- (2) 県有林事業の起債に係る利子相当額について、林業公社の経営安定化対策と同様に特別交付税措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

(1) 県有林事業の起債に係る任意繰上償還措置

- 日本政策金融公庫資金の任意繰上償還は平成17年度から19年度まで措置されていたが、平成20年度以降は措置されていない。
- 日本政策金融公庫からの本県の起債は元金620億円、利息280億円、合計900億円（平成26年4月1日現在）となっているが、このうち、利率3.5%以上の高金利の元金が185億円あり、これらの利子償還が県有林の経営を圧迫。

(2) 県有林事業の起債に係る利子相当額の特別交付税措置

- 平成18年度から、林業公社の起債に係る利子相当額が特別交付税措置の対象となっており、平成21年度からは、都道府県が引き受けた林業公社の起債についても同様の措置。
- 林業公社事業と両輪で森林の造成を進めてきた県有林事業分の起債432億円に係る年間利子相当額10億7千万円については、特別交付税措置がなされていないため、この利子相当額について特別交付税措置が必要。

【県担当部局】 農林水産部 森林保全課

《 要 望 事 項 》

4 目的税の創設による森林の整備・保全

森林を適切に整備・保全し、森林の有する公益的機能を持続的に発揮するため、管理不十分な森林の整備について、新たな目的税を財源として国が全面的に支援する制度の創設を要望します。

【現状と課題】

- 木材価格の長期低迷や山村地域の過疎、高齢化により森林整備が進まないことから、管理不十分な森林が存在。
- このような中で、本県を含む35県（H26年4月現在）が独自課税を財源とした森林整備に取り組んでおり、森林整備に対する税負担については、国民の理解が深まっている。
- 本県では「いわての森林づくり県民税」を平成18年度から導入。その際、県議会から、「国においては、森林の公益的機能の維持増進及び持続的な発揮のために実施する森林環境の保全に関する施策を一層充実させ、強力に推進するとともに、その財源として森林環境税等目的税を創設されるよう、強く要望する。」旨の意見（平成17年12月議会）が出されている。

【県担当部局】農林水産部 林業振興課

《 要 望 事 項 》

5 農村地域における再生可能エネルギーの導入促進

- (1) 農村地域に豊富に賦存する水資源を活用した小水力発電は、二酸化炭素の排出削減はもとより、土地改良施設の維持管理費の軽減にも資することから、県や土地改良区でも整備を進めているところですが、既存の国営施設においても小水力発電施設の整備を積極的に推進されるよう要望します。
- (2) 木質バイオマスエネルギーの導入に向け、熱電供給設備の整備や木質燃料を安定的に生産・供給する体制の整備などに対する支援を拡充するよう要望します。

【現状と課題】

(1) 農村地域における小水力発電施設等の導入促進

- 農村地域に豊富に賦存する水資源を活用した小水力発電は、二酸化炭素の排出削減はもとより、土地改良施設の維持管理費の軽減にも資することから、県や土地改良区でも整備を進めている。

《 県や土地改良区が整備している小水力発電施設 》

設置者	設置箇所数
県	1 (現在整備中)
土地改良区	2

- 一方、国及び県が実施した小水力発電の導入可能性調査では、多くの国営施設において採算が見込まれる（導入可能性有）との結果。
- 現在着手している国営事業地区のうち、和賀中央及び豊沢川地区において小水力発電施設の整備を計画されているところであるが、既存の国営施設においても国が小水力発電施設を積極的に整備することが、施設管理者である土地改良区の維持管理費負担の軽減に有効。

《 小水力発電導入可能性調査の結果 》

実施年度	調査箇所	左のうち	
		採算性有	うち国営施設
H21～H25	44	26	13

(2) 木質バイオマスエネルギーの導入支援

- 県では、国の補助事業等を活用して、木質バイオマスエネルギー利用施設整備を促進しているところであり、本県の林業・木材産業の振興を図っていくためには、木質バイオマスエネルギー利用を一層促進することが必要。

平成 25 年度実績：発電施設（宮古市）、ボイラー（盛岡市）、チップ加工機（紫波町）

- 平成 27 年度以降の木質バイオマスエネルギー利用施設整備に対する助成制度は、「森林・林業再生基盤づくり交付金」が考えられるが、平成 26 年度予算は全国で約 22 億円と予算規模が小さいことから、予算の拡充が必要。

【県担当部局】 農林水産部 農村計画課、林業振興課

《 要 望 事 項 》

6 松くい虫被害対策の強化

太平洋側の松くい虫被害の北上を阻止するため、枯死被害木のほか、将来、感染源となることが懸念される雪害木や風倒木、被圧木などの処理を含めた総合的な防除対策事業を創設するよう要望します。

【現状と課題】

- 被害が継続するのは、枯死被害木以外の、雪害木や被圧木等が感染源として残ることが原因の一つとして知られており、これらを適切に処理する事業が必要。
- 平成 21 年度から、加速化事業による感染源の駆除を実施。平成 24 年度一旦終了したが、再び平成 25 年度に実施。平成 26 年度、事業メニューから削除。
- 加速化事業（森林病虫害対策）を実施した地区では、翌年度の被害発生が大きく減少し、事業効果が大。
- 防除対策が自治体の財政力の差によって、遅滞することが想定されることから、市町村及び県の経費負担の伴わない事業が必要。

【県担当部局】農林水産部 森林整備課

20 直轄事業の整備促進

《 要 望 事 項 》

1 直轄道路整備事業の促進

内陸における地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活を支えるため、直轄道路の整備を促進するよう要望します。

- (1) 一般国道4号のバイパス等事業中区間の早期完成及び2車線区間の早期4車線化
- (2) 一般国道46号盛岡西バイパスの2車線区間の早期4車線化及び盛岡西バイパス南伸の早期事業化

2 直轄河川改修事業の促進

北上川は沿川に県内の資産の多くが集中していますが、平成14年7月の台風6号や平成19年9月の豪雨等、近年、記録的な大規模出水による被害が相次いで発生していることから、県民が安全で安心できる県土づくりを推進するため、直轄河川改修事業の完成時期が遅れることがないよう、引き続き整備促進を図ることを要望します。

- (1) 一関遊水地事業の促進
- (2) 一般河川改修事業（北上川上流）等の促進

3 直轄砂防事業の促進

岩手山や秋田駒ヶ岳の火山活動等により土砂災害の発生が懸念されることから、早急に被害の防止・軽減を図るため、八幡平山系直轄火山砂防事業の完成時期が遅れることがないよう、引き続き整備促進を図ることを要望します。

4 直轄港湾・海岸整備事業の促進

産業を支える物流拠点づくりなどを推進するとともに、過去に甚大な被害を受けてきた津波から県民の生命・財産を守るため、直轄港湾事業の事業期間をできる限り前倒しの上、早期完成を図るよう要望します。

- (1) 久慈港湾口防波堤の整備促進
- (2) 宮古港竜神崎防波堤の整備促進

【現状と課題】

1 直轄道路整備事業の促進

- 一般国道4号の4車線化率（平成25年度末現在）
 県内延長：210.1km、4車線区間延長：60.4km、進捗率：28.7%

《主な整備必要箇所》

	工区名	全体延長	供用延長	供用率
事業中区間 (バイパス計画)	水沢東バイパス	9.6km	4.6km	47.9%
	渋民バイパス	5.6km	2.5km	44.6%
事業中区間 (4車線計画)	北上拡幅	12.2km	9.2km	75.4%
	盛岡北道路	3.6km	0.0km	0.0%
未事業化区間 (4車線化)	一関拡幅	約0.8km	—	—
	水沢東バイパス～北上拡幅間	約8.5km	—	—
	北上拡幅～花巻東バイパス間	約3.0km	—	—

- 一般国道46号盛岡西バイパス（全体延長7.8km）は、平成25年12月に全線暫定供用となったが、一般国道4号等の更なる混雑緩和等を図るためには、盛岡西バイパス南伸の早期事業化が必要。

2 直轄河川改修事業の促進

- 平成24年度末における県内の国管理河川整備率は、46.9%と低い水準となっており、水害の常襲地域を未だに抱えている状況。

《河川整備率（平成24年度末）》

	県管理河川	国管理河川	全体	適用
河川数	311河川	16(14)河川	313河川	(14河川は重複)
河川延長	2,830.5km	291.5km	3,122.0km	(ダム除き)
要改修延長	1,431.5km	272.1km	1,703.6km	(国は左右岸計延長)
改修済延長	692.4km	127.7km	820.1km	(国は左右岸計延長)
河川整備率	48.4%	46.9%	48.1%	

3 直轄砂防事業の促進

- 平成2年度から、岩手山、秋田駒ヶ岳等の火山活動の影響により荒廃した八幡平山系に対して直轄火山砂防事業を実施。平成26年度は4基の堰堤工事が進められる予定。

4 直轄港湾・海岸整備事業の促進

- 近年の予算状況（事業費：百万円）

	H23当初	H24当初	H25当初	H26当初	完成予定時期
久慈港湾口防波堤	1,568	3,699	5,429	6,138	平成40年度
┆ 港湾事業	1,300	3,400	4,877	6,138	
┆ 海岸事業	268	299	552	0	
宮古港竜神崎防波堤	70	991	1,699	1,106	平成29年度
合計	1,638	4,690	7,128	7,244	

【県担当部局】 県土整備部 道路建設課、河川課、砂防災害課、港湾課

21 地方の社会資本整備を推進するための予算の確保

《 要 望 事 項 》

1 道路事業の推進

物流を支える幹線道路ネットワークの整備とともに、広域的な観光や圏域を越える交流・連携の促進、ひとにやさしいまちづくりのための道路の無電柱化、日常生活を支える道づくり、冬期交通の安全確保など、国道や地方道の整備を着実に推進するための予算を確保するよう要望します。

2 スマートインターチェンジの整備推進

既存の高速道路の利便性を高め、県民の安全で安心な暮らしを守り、活力ある地域社会の形成を図るために必要不可欠なスマートインターチェンジの整備を推進するため、必要な予算を確保するよう要望します。

また、新規採択に当たっては、地域の実情を反映するよう要望します。

3 河川・砂防事業の推進

県内では、平成 25 年 8 月の記録的豪雨をはじめ、近年、集中豪雨や台風による洪水被害や土砂災害が頻発していることから、家屋等の浸水被害が発生した区域の災害防止、都市部等における予防的な治水対策、河道の堆積土砂撤去等、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所等における土砂災害対策など、災害に強い県土づくりを着実に推進するための予算を確保するよう要望します。

4 県営ダム建設事業の推進

ダム建設による洪水被害の防止や水資源の確保等の整備効果を早期に発現させるため、築川ダムの整備を着実に推進するための予算を確保するよう要望します。

5 都市基盤整備事業の推進

都市部における円滑な交通を確保し、良好な市街地形成を図るとともに、安全で安心な都市生活と機能的な都市活動を支えるため、街路事業や都市公園事業等の都市基盤施設の整備を着実に推進するための予算を確保するよう要望します。

6 港湾・海岸事業の推進

県内の産業を支える物流拠点や地域の産業振興に資する観光・交流拠点づくりを進めるとともに、過去に甚大な被害を受けてきた津波から県民の生命・財産を守るため、港湾や海岸保全施設の整備を着実に推進するための予算を確保するよう要望します。

7 住宅整備事業の推進

県民の暮らしを守る住宅セーフティネットを確保するため、公営住宅の改善や老朽化した公営住宅の建替などを計画的に推進するための予算を確保するよう要望します。

【現状と課題】

- 主な交付金の本県配分状況（市町村事業含む） （国費：百万円）

交付金名	H23 当初	H24 当初	H25 当初	H26 当初	備考
社会資本整備総合交付金	23,582	21,893	11,171	12,153	通常分と全国防災の計
防災・安全交付金	—	—	12,087	13,814	
地域自主戦略交付金	5,805	6,215	—	—	国土交通省分のみ
合 計	29,387	28,108	23,258	25,967	

・本県への配分額は減少傾向にあり、社会資本整備を進めるための予算が十分確保できていない状況。

- スマートインターチェンジ（スマートIC）の整備推進

・（仮称）平泉スマートICについて、平成26年度の連結許可申請を目指し検討中。

【県担当部局】 県土整備部 県土整備企画室

22 社会資本の適切な維持管理に対する財政支援等

《 要 望 事 項 》

1 社会資本の適切な維持管理に対する財政支援及び技術的支援

社会資本の良好な状態を維持し、安全性・信頼性を確保するため、老朽化した橋梁等の道路施設、河川・海岸施設、ダム施設、砂防施設、港湾施設、公園、下水道、公営住宅などの社会資本について、維持管理計画に基づく適切な事業の推進に対する財政支援及び技術的支援を講じるよう要望します。

2 道路施設の定期点検等に対する財政支援及び技術的支援

平成 25 年の道路法改正等により、道路施設の定期点検が義務化され、地方自治体における道路施設の維持管理費が増加することから、必要な財政支援及び技術的支援を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 社会資本の適切な維持管理に対する財政支援及び技術的支援

- 県では、維持管理計画に基づく適切な維持管理を推進するため、橋梁や県営住宅などの分野では、限られた予算の中で計画的な維持・修繕を行う長寿命化計画を策定し、取り組んできたところ。
- 一方で、今後、高齢化する施設が増大していくことや、東日本大震災津波からの復旧・復興に県を挙げて注力している現状では、財源やマンパワーの確保が課題。

2 道路施設の定期点検等に対する財政支援及び技術的支援

- 平成 25 年の道路法改正及び平成 26 年の同法施行規則の改正により、①道路トンネル、②道路橋、③シェッド・大型カルバート、④横断歩道橋、⑤門型標識については、国が定める統一的な基準に基づき、5年に1回の頻度で、近接目視により点検を行うことを基本とする旨定められたところ。
- 県では、これまで橋梁やトンネルについて県独自の要領により点検を行ってきたが、今回の改正により、点検を行う施設の対象や数が増加するほか、点検の質も高まることから、それに要する財源やマンパワーの確保が課題。

【県担当部局】 県土整備部 県土整備企画室、道路環境課

23 一般国道 106 号の指定区間編入

《 要 望 事 項 》

1 一般国道 106 号の指定区間編入

「岩手、秋田を結ぶ地域連携軸」を一層強化するとともに、東日本大震災津波からの早期復興を支援するため、格子状骨格道路ネットワークを形成する一般国道 106 号を指定区間に編入し、一般国道 46 号等と併せ、国で一体的に管理するよう要望します。

【現状と課題】

- 県が管理する一般国道 106 号は、国が直轄管理する一般国道 46 号と一体となり、日本海側と太平洋側を結ぶ東北地方の連携・交流の骨格となる格子状骨格道路ネットワークの一部を構成するほか、太平洋沿岸と内陸の連携を強化し、東日本大震災津波からの早期復興に貢献する路線であるもの。
- 現在、復興支援道路「宮古盛岡横断道路」として国が一部区間を直轄権限代行により整備を実施しており、平成 27 年度には都南川目道路（自動車専用道路）の一部区間が供用予定。
- 災害時の救助・救援活動の支援や産業拠点との連携・連絡の強化を図るためには、速達性を確保し、災害に耐えうる安全で信頼性の高い道路としていくことが求められることから、指定区間に編入し国が直轄管理することが必要。

【県担当部局】 県土整備部 道路環境課

24 道路除雪費等に係る国庫支出金の総額確保

《 要 望 事 項 》

1 道路除雪費等に係る国庫支出金の総額確保

地方自治体が安心して、万全の道路除雪ができるよう、道路除雪費、除雪機械購入費等に係る国庫支出金総額の確保を要望します。

【現状と課題】

- 広大な県土を有し、積雪寒冷地域である本県では、道路除排雪による安全な冬期交通の確保が不可欠であるが、道路除雪費は年々増加しており、県財政に占める割合が大きくなっている状況。
特に、全国的に大雪となった平成25年度は、本県においても各地で交通障害が発生するなど、住民生活に大きな影響を与えたところであり、道路除雪費も過去最高額に達したところ。
- 一方、道路除雪費等に係る国庫補助制度として、社会資本整備総合交付金や道路除雪補助があるが、近年、国費が十分に配分されない状況が続いており、県の厳しい財政運営の中、単独費の持ち出しが非常に大きな負担となっている状況。

《本県における道路除雪費の推移》

単位：百万円

	H20	H21	H22	H23	H24	H25
除雪費計	2,411	2,701	3,182	3,315	3,680	4,492
国費 a	626	744	559	1,021	1,376	1,270
国費要望額 b	909	898	1,048	1,094	1,411	1,759
国費不足分 c=b-a	283	154	489	73	35	489

【県担当部局】 県土整備部 道路環境課

25 建築物の耐震化に対する財政支援の拡充

《 要 望 事 項 》

1 建築物の耐震化に対する財政支援の拡充

大規模建築物、防災拠点建築物及び避難路沿道建築物の耐震化を着実に進めるため、これら建築物の耐震診断及び耐震改修に対する財政支援を拡充するよう要望します。

【現状と課題】

- 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正（平成 25 年 11 月 25 日施行）により、大規模建築物等の耐震診断が義務化され耐震診断結果が公表されることとなったが、耐震性が低い場合、利用客の減少等により施設所有者の経営に悪影響を及ぼすことが懸念。
- 国土交通省では、耐震診断が義務化された建築物に対し、その所有者等が行う耐震診断等に係る負担軽減のため、緊急的・重点的な補助制度を創設。しかし、平成 27 年度までの時限措置となっており、診断の後に改修を行うことを考慮すると、事業期間中に改修までに至らないおそれ。
- 耐震診断及び耐震改修に要する費用は、施設所有者、地方公共団体とも負担が大きく、東日本大震災津波の被災地では財政状況が一段と厳しいことから、耐震化の取組が円滑に進まないおそれ。

《耐震診断の義務付け・結果の公表が求められる建築物》

対象建築物	①要緊急安全確認大規模建築物	②要安全確認計画記載建築物 (県又は市町村が耐震改修促進計画に位置付け)
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する大規模建築物 ○ 学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する大規模建築物 ○ 火薬類等の危険物の貯蔵場、処理場のうち大規模なもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物 ○ 都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物
耐震診断結果の報告期限	平成 27 年 12 月 31 日まで	県又は市町村が耐震改修促進計画で定める期限

≪国土交通省における補助制度（耐震対策緊急促進事業）≫ ※平成 27 年度までの時限的措置

① 要緊急安全確認大規模建築物

		負 担 割 合	
		地方負担がない場合	地方負担がある場合
耐震 診断	国補助	1 / 3	1 / 2 (※1)
	地方負担	—	1 / 3
	施設所有者負担	2 / 3	1 / 6
耐震 改修等	国補助	11.5%	1 / 3 (※2)
	地方負担	—	11.5%
	施設所有者負担	88.5%	55.2%

※1 通常の補助 (1/3) に加え、社会資本整備総合交付金により追加補助 (1/6)

※2 通常の補助 (11.5%) に加え、社会資本整備総合交付金により追加補助 (21.8%)

② 要安全確認計画記載建築物 (※地方負担を前提とした補助制度)

		負 担 割 合
耐震 診断	国補助	1 / 2 (※3)
	地方負担	1 / 3 (避難路沿道は 1 / 2)
	施設所有者負担	1 / 6 (避難路沿道は 0%)
耐震 改修等	国補助	2 / 5 (※4)
	地方負担	1 / 3
	施設所有者負担	4 / 15

※3 通常の補助 (1/3) に加え、社会資本整備総合交付金により追加補助 (1/6)

※4 通常の補助 (1/3) に加え、社会資本整備総合交付金により追加補助 (1/15)

【県担当部局】 県土整備部 建築住宅課

26 浄化槽整備を促進するための予算の確保

《 要 望 事 項 》

1 循環型社会形成推進交付金の予算確保

中山間地域における生活排水対策の充実と市町村の財政負担の軽減を図るため、循環型社会形成推進交付金については必要な予算を確保するよう要望します。

【現状と課題】

- 循環型社会形成推進交付金は、平成 24 年度までは市町村の必要額に対して満額が交付されていたが、平成 25 年度は必要額に対して 98.1%の交付にとどまったため、市町村が差額を負担している状況。

《平成 25 年度の状況》

必要額	交付額	交付率
254,109 千円	249,312 千円	98.1%

- 本年度は、市町村の要望額に対し 83.0%の内示にとどまっていることから、市町村が差額を負担することがないように、必要な予算の確保が必要。

《平成 26 年度の状況》

要望額	内示額	内示率
337,178 千円	280,009 千円	83.0%

【県担当部局】 県土整備部 下水環境課

27 農業集落排水施設の災害復旧事業における補助の拡大

《 要 望 事 項 》

1 農業集落排水施設の災害復旧事業に係る補助率の引上げ

農業集落排水施設は、公共下水道と同様に汚水を適正に処理する重要な施設であることから、災害が発生した場合の円滑な復旧を図るため、災害復旧事業の補助率を公共下水道と同じ2／3に引き上げるよう要望します。

【現状と課題】

- 農業集落排水施設は、農村部の汚水処理施設として公共下水道等と同等の役割を担っているにもかかわらず、現行制度の補助率は公共下水道に比べて低いことから、市町村の財政負担の軽減を図るとともに、今後の大規模地震の発生による災害に円滑に対応するためには、補助率の引上げが必要。

《現行制度における補助率》

農業集落排水施設	公共下水道
1／2	2／3

【県担当部局】 県土整備部 下水環境課

28 高校生等の修学に対する支援

《 要 望 事 項 》

1 高等学校等就学支援金制度の見直し

高等学校等就学支援金制度については、所得制限の基準、受給資格審査及び支給方法など、生徒・保護者や関係機関の実情を踏まえ、事務手続きの簡素化の観点から適宜制度の見直しを行うとともに、東日本大震災津波の被災者においては、基準を緩和するなどの十分な配慮を行うよう要望します。

2 高等学校等修学支援事業の財源の確保・拡充

新たに創設された高等学校等修学支援事業については、安定した財源の確保を図るとともに、低所得者層に対する奨学のための給付金については、第1子、第2子以降の支給額の差を解消するための見直しを行い、全額国庫負担により実施するよう要望します。

3 高校生等を対象とした奨学金制度に係る基金の延長及び財源措置の拡充

平成24年度から奨学金の償還猶予制度が導入されたところであるが、償還金の減少など、奨学金原資の不足が常態化していること、また、厳しい経済・雇用情勢を受け、奨学金制度の更なる拡充が必要であることから、基金の設置時限を延長するとともに、原資となる財源を安定的かつ十分に措置するよう要望します。

【現状と課題】

1 高等学校等就学支援金制度の見直し

- 公立高等学校の新たな高等学校等就学支援金制度は、生徒・保護者の高等学校入学時に準備する書類が増加するとともに、受給資格審査等事務による県（県立学校含む。）の業務量が増加し、手続きが煩雑化。
- 本県は復興の途上にあり、被災者の高等学校入学料・入学選考料等を東日本大震災津波の特例として免除しているところ。被災者が安心して高等学校に就学するため授業料の負担を軽減できるよう、きめ細かな配慮が必要。

2 高等学校等修学支援事業の財源の確保・拡充

- 高等学校の授業料制度の見直しに伴い、高校修学支援として創設された奨学のための給付金、学び直しへの支援及び家計急変世帯への支援の各事業については、予算補助とされていることから、各支援事業を確実に実施するためには、国庫において所要額の確保が必要。

3 高校生等を対象とした奨学金制度に係る基金の延長及び財源措置

- 貸付けの原資となる高校生修学支援基金事業は、平成 21 年度に国からの高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金により基金を造成し、当該基金から取崩して財源充当しているが、平成 26 年度まで延長されたところ。
- また、平成 23 年度に被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金により造成した基金の活用も平成 26 年度まで。
 - ※ 基金の残額は国に返還
- 現行の基金の取崩基準では償還猶予に伴う償還金の減少に対する財源の補填ができないことや、基金が終了した後の奨学金の財源確保の見通しが不明な状況。
- 復興に向けた県の施策実施における推進主体の一つとして、東日本大震災津波により被災した世帯の高校生等に対する奨学金制度を平成 23 年 11 月から実施しているが、引き続き支援を行う必要がある。

【県担当部局】教育委員会事務局 教育企画室
総務部 法務学事課

29 新たな教職員定数改善計画の策定

今日的な教育課題の解決に向け、個に応じたきめ細かな教育を実施するため、また、多様な高校教育等の展開に対応するため、新たな教職員定数改善計画を早期に策定し実施するよう要望します。

《 要 望 事 項 》

1 新たな教職員定数改善計画の策定

平成 18 年度以降、義務教育諸学校における教職員定数改善計画の策定が見送られており、新学習指導要領の円滑な実施や個に応じたきめ細かな指導の実現のため、新たな教職員定数改善計画を早期に策定し実施するよう要望します。

また、同様に、高等学校における教職員定数改善計画の策定も見送られており、多様な高校教育等の展開に対応するため、新たな定数改善計画を早期に策定し実施するよう要望します。

【県担当部局】教育委員会事務局 教職員課

30 学校施設の耐震化推進に係る支援措置の拡充

学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす場所であるとともに、災害時には地域住民の応急避難場所となるため、施設の早期耐震化に係る全ての計画事業を実施できるよう、地方財政措置の充実も含め、十分な財政支援措置を講じるよう要望します。

《 要 望 事 項 》

1 公立学校施設の耐震化事業に対する国庫補助率の嵩上げ措置の拡充

公立学校施設（小中学校、幼稚園等）の補強に係る国庫補助率3分の2の嵩上げ措置の対象を拡充するよう要望します。

さらに、補強が困難でやむを得ず改築する建物に係る国庫補助率の嵩上げ措置を、補強工事と同様に3分の2に引き上げるとともに、嵩上げ対象を拡大する特例を設けるよう要望します。

また、防災機能強化事業における建築非構造部材の耐震化工事に係る国庫補助率を3分の2に引き上げるよう要望します。

2 公立高等学校施設の耐震化に対する国庫補助の適用

公立高等学校の耐震化事業も国庫補助対象とするとともに、地震防災対策特別措置法に基づく補助率の嵩上げ措置（補助率2／3）も適用するよう要望します。

3 地方自治体の財政負担の大幅な軽減

全ての耐震補強に係る事業の起債充当率を100%とし、地方の一時的財政負担をなくすよう要望します。

4 私立学校施設の耐震化に対する国庫補助の拡充

私立学校施設の耐震化に係る国庫補助率を公立学校と同等とし、また、県が独自に嵩上げ補助を実施する場合には、交付税措置等の財政支援措置を講じるよう併せて要望します。

【現状と課題】

1 公立学校

(1) 地震防災対策特別措置法の一部改正による特別措置 (H27 年度まで)

○ 補助率の嵩上げ (例)

区 分		原則	地震特措法による特例	
			Is 値 0.3 未満	Is 値 0.3 以上
小・中学校 校舎・屋体	耐震補強	1 / 3	2 / 3	1 / 2
	改築	1 / 3	1 / 2	—

- ・ Is 値 0.3 以上の建物の耐震補強及び Is 値 0.3 未満の建物の改築に係る補助率について、Is 値 0.3 未満の建物の耐震補強と同様の嵩上げ措置 (補助率 2 / 3) を要望するもの。併せて、Is 値 0.3 以上の建物の改築についても嵩上げ措置を要望するもの。

(2) 耐震化完了の見通し及び課題等 (小中学校)

- 国においては、公立の義務教育諸学校施設について、平成 27 年度末までに耐震化を完了することを基本方針として定めているが、本県においては学校の統廃合計画との調整、震災に係る学校施設の復旧整備との兼ね合い等により、達成が困難な自治体がある。

2 私立学校

(1) 現状

○ 耐震化率

- ・ 岩手県公共建築物の耐震化の状況調査 (H25. 3. 31 時点)
- ・ 私立学校全体 : 65.8% (全棟数 76 棟の内 50 棟)

○ 補助率

区 分		原則	地震特措法による特例	
			Is 値 0.3 未満	Is 値 0.3 以上
私立学校	耐震補強	1 / 3 ※Is 値 0.3 未満は 1 / 2	—	—
	改 築	1 / 3 ※幼稚園のみ Is 値 0.3 未満は 1 / 2	—	—

(2) 課題

- 平成 27 年度目標は 82.0% であるが、耐震化が進んでいない。私立学校の経営は、個々の学校によって様ではないが、児童・生徒数の減少期にあることもあり、経営は総じて厳しく、現状の補助制度では耐震化工事を行うまで余裕がない状況。

【県担当部局】 教育委員会事務局 教育企画室
総務部 法務学事課

31 日本列島北部の文化に関する研究機関の設置

奥州藤原氏による平泉文化に代表される日本列島北部の歴史や文化に主題をおいた国立博物館など、調査研究・資料収集・保存・展示公開等を目的とした総合的な研究拠点施設を、平泉町に設置することを要望します。

《 要 望 事 項 》

1 日本列島北部の文化に関する研究機関の設置

平成 23 年度に「平泉の文化遺産」が世界遺産に登録され、機運が一層高まっていることから、平泉町に総合的な研究拠点施設を設置するよう要望します。

【現状と課題】

1 現状

日本の古代から中世にかけての移行期にあたる 12 世紀の平泉周辺には、わが国のみならずアジアの歴史研究を進める上で、きわめて重要な遺跡や建造物、美術工芸品などが所在しているが、本県に限らず、東北・北海道には、日本列島北部の歴史や文化に主題をおいた国立博物館等の研究機関は設置されていない。

2 課題

日本列島北部の歴史や文化に視座を定めた国立博物館等の研究機関が未設置であることから、北方の史的観点から日本文化を解明するための調査研究、資料収集・保存、展示公開が立ち遅れることにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用に支障が生じる可能性がある。

【県担当部局】教育委員会事務局 生涯学習文化課